令和7年4月1日適用

考査項目	工 種	細別	а	b	c		d	e
	土工(切土、	I. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定が、必要な測定項目	目につ	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が
~	盛土、築堤		いて所定の測定基準に基づき行われて	いて所定の測定基準に基づき行われて	いて所定の測定基準に基づき行れ	つれて	であったため、監督職員が文書で改善	改造請求を行った。
出来ばえ	等)		おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し、	a,	指示を行った。	
			ばらつきが規格値の概ね50%以内であ	ばらつきが規格値の概ね80%以内であ	bに該当しない。			
			る。	る。				
			= = 14	概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割り				
				京以上)が80%以上の場合・・・・・・・			形の評定は、工事全般を通じて評定するもの	- / - 0
				京以上) が50%以上80%未満の場合・・・・	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		形とは、設計図書に示された工事目的物の刑	
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点	京以上)が50%未満の場合・・・・・・・	c d e により評価		・形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測	
				III A			「定の出来形を確保する管理体系であるが、当	
			上記の評価に関わらず下記の事項に該当した				は、監督職員と協議の上で出来形管理を行う	
			□ 日頃より、出来形管理の不備等について		(4	1) 出来	※形管理項目を設定していない工事は「c」評 ■	他とする。
		Ⅱ. 品質	□ しゅん功時の出来形管理書類に不備があ a	る場合。 h	C		d	
		11. 四貝	a 日質の測定が、必要な測定項目につい	2	<u> </u>	7.01.)	"	e □ 契約書第17条に基づき、監督職員が
			□   □   □   □   □   □   □   □   □   □	□ m貝の側定が、必要な側定項目につい て所定の測定基準に基づき行われてお	て所定の測定基準に基づき行われ		切であったため、監督員が文書で改善	□ 実刑者第17米に基づき、監督職員が 改造請求を行った。
			り、測定値が規格値を満足し、そのば	り、測定値が規格値を満足し、そのば	り、測定値が規格値を満足し、a		指示を行った。	以垣間水を打つた。
			らつきが規格値の概ね50%以内で、下	らつきが規格値の概ね80%以内で、下	に該当しない。	a , D	1日小で11つた。	
			記の「評価対象項目」の90%以上該当	記の「評価対象項目」の70%以上該当	に映画しない。			
			する。	する。				
				の判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限	値の範囲の中に全点8割以上収まって	ているこ	<u>ا</u> ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ	
			□ 材料の品質規格資料が施工前に提出さ		E STEEL STORY			
			□ 設計図書で定められている品質管理が	、施工計画書に記載され管理されている。	(1	i)品質σ	-    評定は、工事全般を通じて評定するものとす	-S.
			□ 雨水による崩壊が起こらないように、	排水対策を実施している。	<u></u>	2品質と	は、設計図書に示された工事目的物の規格で	: :ある。
			□ 置換えのための掘削を行うにあたり、	掘削面以下を乱さないように施工している。	(3)	3品質管	「理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項	頁目、試験基準及び規格値に基づく全
			□ 締固めを適切な条件で施工している。			ての段	とこれである。というといっている。というというというというというというというというというというというというというと	5。なお、当該管理基準によりがたい
			□ 構造物周辺の締固めが適正に行われて	いる。		場合等	については、監督職員と協議の上で品質管理	<b>ルを行うものである。</b>
			□ 土羽土の土質が適正である。		(4	1)品質管	理項目を設定していない工事は「c」評価と	する。
			□ 土質に合った締固め密度管理を行って	いる。	<u> </u>			
			□ 有害なクラックや損傷部がない。					
			□ 盛土に際し、適切に伐開・除根・除草	が行われている。				
			■ 段切り等が盛土の施工前に適切に行わ	·				
			□ 自主的な試験等によって、 <mark>路床の支持</mark>					
				度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反	映している。			
			□ その他(理由:			)		
			ばらつきの判断が不可能な場合					
			評価値が80%以上の場合・・・・・・					
			評価値が80%未満の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			3m		<u> </u>
			※ 削除後の評価対象項目数が2項目以下	の場合は c 評価とする。			価値計算方法	
			しわの部位に明ねた光子的の東西にオツリ	も担人。 1 . 17 とい恋伝子フ		_	当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の	
			上記の評価に関わらず下記の事項に該当し □ 日頃より、品質管理の不備等について				削除項目のある場合は削除後の評価項目数を 評価値( %)=( )評価数	対数として、比率(%)で評価する。
			□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			(J)	☆	/ (
			□ しゅん切时の四貝官母音規に小畑かめ	公勿口。				

# + F	工 任	Am Hul		,		,	【工个・工争土仕用)
考査項目	工種	細 別	a	b	С	d	е
及び	法面工(吹付枠・植生等)	I. 出来形	いて所定の測定基準に基づき行われて おり、測定値が規格値を満足し、その ばらつきが規格値の概ね50%以内であ る。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。 概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以	□ 出来形の測定が、必要な測定項目にいて所定の測定基準に基づき行われおり、測定値が規格値を満足し、abに該当しない。	であったため、監督職員が文書で改善	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が 改造請求を行った。
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点	の指摘を受けていた場合。	b c d e により評価 c d e により評価 3	出来形の評定は、工事全般を通じて評定するもの 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の升 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の別 き所定の出来形を確保する管理体系であるが、当 いては、監督職員と協議の上で出来形管理を行っ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」計	形状及び寸法をいう。 測定項目、測定基準及び規格値に基づ 当該管理基準によりがたい場合等につ うものである。
l		Ⅱ. 品質	a	b	c	d	е
			□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。	て所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目につて所定の測定基準に基づき行われてり、測定値が規格値を満足し、a、に該当しない。	お 切であったため、監督員が文書で改善 お示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が 改造請求を行った。
				D判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限	値の範囲の中に全点8割以上収まってい	ること。	
			□ 材料の品質規格資料が施工前に提出さ □ 設計図書で定められている品質管理が □ 施工基面が平滑に仕上げられている。 □ 土壌試験を実施し、施工に反映してい □ 金網・ネット等材料の重ね幅が設計値 □ 吹付け厚さが均等である。(土壌吹き □ 吹付け厚さによって、必要な場合2層	、施工計画書に記載され管理されている。 る。 以上確保されている。 付け・コンクリート吹き付け等) 以上に分けて行っている。	②品 ③品 で 場	質の評定は、工事全般を通じて評定するものとす 質とは、設計図書に示された工事目的物の規格 質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験な の段階における品質確保のための管理体系である 合等については、監督職員と協議の上で品質管理 質管理項目を設定していない工事は「c」評価と	である。 頁目、試験基準及び規格値に基づく全 5。なお、当該管理基準によりがたい 里を行うものである。
			□ アンカーが設計通りに施工されている □ 現場養生が仕様書に従い実施されてい □ 供試体が当該現場のものであることが □ 枠内に空隙がない。 □ 層間にはく離がない。 □ 跳ね返り材料が適切に処理されている 張芝・吹付け等の施工に先立ち土壌硬 □ その他(理由: ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%未満の場合・・・・・ 評価値が80%未満の場合・・・・・ ※ 削除後の評価対象項目数が2項目以下 □ 上記の評価に関わらず下記の事項に該当し □ 日頃より、品質管理の不備等について □ しゅん功時の品質管理書類に不備があ	る。 確認できる。 。 度試験及び土壌試験 (PH) を実施し施工に反 ・・・b ・・・c の場合はc評価とする。 た場合cdeにより評価する。 指摘を受けていた場合。	映している。	評価値計算方法 ①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を ③評価値( %)=( ) 評価数	

令和7年4月1日適用 (十木・丁惠主任用)

***	<b>工任</b>	Am Hil		,	T		(工术・工事主圧用)
考査項目	工種	細別	а	b	С	d	e
3. 出来开	舗装工(ア	I. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定が、必要な測定項目に	つ	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が
及び	スファルト		いて所定の測定基準に基づき行われて	いて所定の測定基準に基づき行われて	いて所定の測定基準に基づき行われ	て であったため、監督職員が文書で改善	改造請求を行った。
出来ばえ	<ul><li>特殊コン</li></ul>		おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し、a	指示を行った。	
	クリートブ		ばらつきが規格値の概ね50%以内であ	ばらつきが規格値の概ね80%以内であ	bに該当しない。		
	ロック等)		る。	る。	5 (Cpx 1 0 o o o o		
	- > 47			~。   概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以	11. 原ナーデルフェル		
			11				
				点以上)が80%以上の場合・・・・・・・		出来形の評定は、工事全般を通じて評定するもの	-
				点以上)が50%以上80%未満の場合・・・・		出来形とは、設計図書に示された工事目的物のチ	
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点	点以上)が50%未満の場合・・・・・・・		出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」のឱ	
						き所定の出来形を確保する管理体系であるが、🖹	当該管理基準によりがたい場合等につ
			上記の評価に関わらず下記の事項に該当した	こ場合 c d e により評価する。	1	いては、監督職員と協議の上で出来形管理を行っ	うものである。
			□ 日頃より、出来形管理の不備等について	の指摘を受けていた場合。	(4)	出来形管理項目を設定していない工事は「cli	平価とする。
			□ しゅん功時の出来形管理書類に不備があ		<u> </u>		1
		Ⅱ. 品質	a	h	С	d	0
		и. шд		□ 品質の測定が、必要な測定項目につい	□ 品質の測定が、必要な測定項目につ		□ 契約書第17条に基づき、監督職員が
			て所定の測定基準に基づき行われてお	て所定の測定基準に基づき行われてお	て所定の測定基準に基づき行われて		改造請求を行った。
			り、測定値が規格値を満足し、そのば	り、測定値が規格値を満足し、そのば	り、測定値が規格値を満足し、a、	b 指示を行った。	
			らつきが規格値の概ね50%以内で、下	らつきが規格値の概ね80%以内で、下	に該当しない。		
			記の「評価対象項目」の90%以上該当	記の「評価対象項目」の70%以上該当			
			する。	する。			
			●評価対象項目 ※ ばらつき(	の判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限	値の範囲の中に全点8割以上収まってい	ること。	
			□ 材料の品質規格資料が施工前に提出さ	れ監督員の確認を受けている。			
			□ 設計図書で定めている品質管理が、施			質の評定は、工事全般を通じて評定するものと	t-A
				様書に定めている規格値を満足し、整理・記		質とは、設計図書に示された工事目的物の規格で	
				の表面温度が仕様書に定められた通りである	I	質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験エ	II
			□ 舗装の各層の継ぎ目が仕様書に定めら		I	の段階における品質確保のための管理体系である	II
				、舗設作業(締固め等)の配慮が行なわれて		合等については、監督職員と協議の上で品質管理	
			□ 現場に搬入された路盤材が設計図書に	示す品質規格通りであることを確認できる。	④品/	質管理項目を設定していない工事は「c」評価と	する。
			□ 下層路盤材等の敷均しが適切で材料分	離を起こしていない。			
			□ 下層路盤工の密度管理等が適正に行わ	れている。			
			□ 凍上抑制層の密度管理等が適正に行わ	れている。			
			□ プライムコート・タックコートの施工	及び品質管理が適正に行われている。			
				掃きとっている.			
			□ コア採取により厚さ・密度の管理が適			評価値計算方法	-
			附帯構造物等の品質管理が仕様書等に	*** *** * * * * *		①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の	<b>並体で日内側を全て</b>
				/= · - · · · - · · · · · · · · · · · · ·			
			□ 特殊ブロック等は空隙がなく基礎と一			②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を	
			□ 特殊ブロック等は、凹凸がなくはめ込			③評価値 (%) = ()評価数	女/( )対象評価項目数
	1		□ 特殊ブロック等の目地の処理が仕様書				
			□ 必要な品質管理を仕様書通り適正に行	われている。			
			□ その他(理由:			)	
			ばらつきの判断が不可能な場合		左記の評価に関わらず下記の	事項に該当した場合cdeにより評価する。	
	1		== /= /+ \% - = 0/ Dt   - 18 A			# 炊い - いてお炊き 巫 はていま H 人	1
1			評価値が80%以上の場合・・・・・・	• • • b	□ 日頃より、品質管理の不信	用寺について指摘を受けていた場合。	
			評価値が80%以上の場合・・・・・・ 評価値が80%未満の場合・・・・・・		<ul><li>□ 日頃より、品質管理の不信</li><li>□ しゅん功時の品質管理書</li></ul>		

令和7年4月1日適用

(土木・工事主任用) 考查項目 丁 種 細別 3. 出来形 CCB・情報 Ⅰ. 出来形 □ 出来形の測定が、必要な測定項目につ □ 出来形の測定が、必要な測定項目につ □ 出来形の測定が、必要な測定項目につ □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切 □ 契約書第17条に基づき、監督職員が 及び ボックス・ いて所定の測定基準に基づき行われて いて所定の測定基準に基づき行われて いて所定の測定基準に基づき行われて であったため、監督職員が文書で改善 改造請求を行った。 出来ばえ プレキャス おり、測定値が規格値を満足し、その おり、測定値が規格値を満足し、その おり、測定値が規格値を満足し、a、 指示を行った。 トコンクリ ばらつきが規格値の概ね80%以内であ ばらつきが規格値の概ね50%以内であ bに該当しない。 ートエ る。 ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以上収まっていること。 全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が80%以上の場合・・・・・・abcdeにより評価 ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が50%以上80%未満の場合・・・・bcdeにより評価 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が50%未満の場合・・・・・・・cdeにより評価 ③ 出来形管理とは、「十木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づ き所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等につ 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 cdeにより評価する。 いては、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 □ 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c | 評価とする。 □しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。 Ⅱ. 品質 □ 品質の測定が、必要な測定項目につい □ 品質の測定が、必要な測定項目につい □ 品質の測定が、必要な測定項目につい □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適 □ 契約書第17条に基づき、監督職員が 切であったため、監督員が文書で改善 て所定の測定基準に基づき行われてお て所定の測定基準に基づき行われてお て所定の測定基準に基づき行われてお 改造請求を行った。 り、測定値が規格値を満足し、そのば り、測定値が規格値を満足し、そのば り、測定値が規格値を満足し、a、b 指示を行った。 らつきが規格値の概ね50%以内で、下 らつきが規格値の概ね80%以内で、下 に該当しない。 記の「評価対象項目」の90%以上該当 記の「評価対象項目」の70%以上該当 する。 する。 ●評価対象項目 ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以上収まっていること。 □ 材料の品質規格資料が施工前に提出され監督員の確認を受けている。 □ 設計図書で定められている品質管理が、施工計画書に記載され管理されている。 ①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 □ マンホール等の2次製品が設計どおり製作されていることが確認できる。 ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 □ 工場等から搬入された2次製品・鉄筋等の保管管理を適正に行っている。 ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全 □ マンホール等において、出来高管理基準を満足し、連結部には止水シール・止水ゴムが適切に使用されている。 ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい □ マンホール等において、各部材にはクラック等がなく、漏水がない。 場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 □ □ マンホール等の足掛金物の位置、方向が適正であり、鉄蕎設置においては、ガタツキがなく、仕上がり天端高も ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 適正である。 □ 掘削や土留等で周辺地盤への影響が見られない。 評価値計算方法 □ 管路の架台・スペーサーが適切に配置されている。 ①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 □ 管径に応じたマンドレルによる管路性能確認試験を行っている。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③評価値( %) = ( ) 評価数/ ( ) 対象評価項目数 □ 管路回りの埋め戻しが適切に実施されていることが確認できる。 □ 水平度、安全度、鉛直度等が確認できる。 □ 直接基礎の床付け面において独自で各種試験 (粘着力・内部摩擦角・埋戻土の単位堆積重量等) を行って、現場に反映して いる。 □ 埋戻しの層状転圧などの施工・管理が適切に行われ、構造物、仮設材周辺も入念に転圧された。 □ 凍上抑制層、路盤の密度管理等が適切で、端部を入念に施工している。 ばらつきの判断が不可能な場合 □ プライムコート・タックコートの施工及び品質管理が適正に行われている。 評価値が80%以上の場合・・・・・b □ 舗設は温度管理・敷均し転圧等が適切で、入念に施工している。 評価値が80%未満の場合・・・・・・c □ 既設舗装とのすり付けはクラック等がなく適切に行われている。 ※ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 | | その他(理由: 左記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d e により評価する。 □ 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。 □しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。

令和7年4月1日適用

考査項目	工種	細別	а	ь	С		d	е
3. 出来形	コンクリー	I. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定が、必要な測定項	目につ	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が
及び	ト構造物工		いて所定の測定基準に基づき行われて	いて所定の測定基準に基づき行われて	いて所定の測定基準に基づき行	<sub></sub> うわれて	であったため、監督職員が文書で改善	改造請求を行った。
出来ばえ	(場所打ち		おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し	, a,	指示を行った。	
	コンクリー		ばらつきが規格値の概ね50%以内であ	ばらつきが規格値の概ね80%以内であ	bに該当しない。			
	トエ)		る。	る。				
			_	概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割り	人上収まっていること。			
				以上)が80%以上の場合・・・・・・・		<ol> <li>出来</li> </ol>	形の評定は、工事全般を通じて評定するもの	とする。
				京以上)が50%以上80%未満の場合・・・・			形とは、設計図書に示された工事目的物の形	- / - /
				以上)が50%未満の場合・・・・・・・			形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測	
							定の出来形を確保する管理体系であるが、当	
			上記の評価に関わらず下記の事項に該当した	- 場合 c d e により評価する。			は、監督職員と協議の上で出来形管理を行う	
			□ 日頃より、出来形管理の不備等について				形管理項目を設定していない工事は「c   割	* *
			□ しゅん功時の出来形管理書類に不備があ			<u> Н</u> л.	777 - X - X - X - X - X - X - X - X - X	IM C 7 00
		Ⅱ. 品質	a	ь	c		d	е
			□ 品質の測定が、必要な測定項目につい	□ 品質の測定が、必要な測定項目につい	□ 品質の測定が、必要な測定項目	につい	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が
			て所定の測定基準に基づき行われてお	て所定の測定基準に基づき行われてお	て所定の測定基準に基づき行ね	つれてお	切であったため、監督員が文書で改善	改造請求を行った。
			り、測定値が規格値を満足し、そのば	り、測定値が規格値を満足し、そのば	り、測定値が規格値を満足し、	a, b	指示を行った。	
			らつきが規格値の概ね50%以内で、下	らつきが規格値の概ね80%以内で、下	に該当しない。			
			記の「評価対象項目」の90%以上該当	記の「評価対象項目」の70%以上該当				
			する。	する。				
			●評価対象項目 ※ ばらつきの	D判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限	値の範囲の中に全点8割以上収まっ	っているこ	. ک	
			□ 材料の品質規格資料が施工前に提出さ	れ監督員の確認を受けている。				
			□ 設計図書で定められている品質管理が	、施工計画書に記載され管理されている。		<ul><li>①品質</li></ul>	の評定は、工事全般を通じて評定するものと	する。
			□ 杭に損傷及び補修痕がない。			②品質	とは、設計図書に示された工事目的物の規格	である。
			□ 杭の打止め管理方法または場所打ち杭	の施工管理方法等が整備され、かつ記録を行	っている。	③品質	管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験	項目、試験基準及び規格値に基づく全
			□ 水平度、鉛直度等が設計図書を満足し				段階における品質確保のための管理体系であ	
				及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度	、比重等が設計図書を満足してい		等については、監督職員と協議の上で品質管	
			□ 杭頭処理が適正に処理されている。			④品質	管理項目を設定していない工事は「c」評価。	ニする。
				一ト強度、養生期間を適正に管理されている	0			
			□ 鉄筋の組立・加工が適正である。					
			□ スペーサーを適切に配置し、鉄筋のか	-		l		
			□ 気象条件に適した運搬、打設、締め固				<b>西値計算方法</b>	
			□ コンクリートの施工打ち継目を適正に			_	当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の	
			□ 特殊コンクリートの施工にあたって、				削除項目のある場合は削除後の評価項目数を	
			□ コンクリートの養生が、設計図書の仕	-		(3) B	平価値( %)=( )評価数	/ ( ) 対象評価項目数
			□ 構造物に影響を与えるクラックの発生					
			□ 掘削や土留等により周辺地盤に影響が	生していない。 種試験(粘着力・内部摩擦角・埋戻土の単位	: 掛錬委員然) たなって 明明に同	ldi 1 1 \ 3	アール ばとっちの判断が子可能も担人	
			<ul><li>□ 直接基礎の体刊り面において独自で各</li><li>□ 埋戻材の層状転圧等が適切で、端部を</li></ul>		.堆損里重寺)を打つし、児場に区	吹している	る。 ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・・	
			<ul><li>□ 埋戻付の層仏転圧等が適切で、端部を</li><li>□ 凍上抑制層、路盤の密度管理等が適正</li></ul>				評価値が80% 未満の場合・・・・・	
			□ 保工抑制層、暗盤の電及管理等が適正 □ プライムコート・タックコートの施工				<ul><li>計価値が60万米個の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	
			□ フライムコード・タックコードの施工   □ その他(理由:	ス O nn 貝 日 生 パ 1煙 止 ( ) 1 4 / 4 / 6 く V ' ' ( ) 。		)	↑ 門你仅少时間別家"只日效//* 2 切目と	^   <i>vz-m</i> ロ tみしpT   叫こりる。
				が、有識者(文献)等の意見に基づく処置を行	·っている。	,	左記の評価に関わらず下記の事項に該	当した場合cdeにより評価する
			上記該当があれば・・・・c	~ 、 ゚ ロ pwg p ( 入 m/) す ツ 心 心 心 に 色 フ \ だ 巨 で T			□ 日頃より、品質管理の不備等につい	
			<ul><li>□ ひび割れ調査の対象工事だが、調査を</li></ul>	行っていない。			□ しゅん功時の品質管理書類に不備が	
			上記該当があれば・・・・d				_ 27,020,40 mg 6-2 d g(C 1 /m/	-> • • • • • • • • • • • • • • • • • • •

令和7年4月1日適用

考査項目	工種	細 別	a	ь	c	d	е
3. 出来形	1164 > 1 4 (	I. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定が、必要な測定項目に	つ 出来形の測定方法又は測定値が不適切	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が
及び	杭基礎工·		いて所定の測定基準に基づき行われて	いて所定の測定基準に基づき行われて	いて所定の測定基準に基づき行われ	て であったため、監督職員が文書で改善	改造請求を行った。
出来ばえ	下部工・上		おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し、a	、 指示を行った。	
	部工・塗装		ばらつきが規格値の概ね50%以内であ	ばらつきが規格値の概ね80%以内であ	b に該当しない。		
	工・耐震補 強工)		3. ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	る。 概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割り	口切せ マルフェル		
	短上)			既ねとは、エト限値の範囲の中に主息8割り   以上)が80%以上の場合・・・・・・・		■ L 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するもの	カレナス
				に以上)が50%以上80%未満の場合・・・・		出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形	
				京以上)が50%未満の場合・・・・・・・		出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の	
						き所定の出来形を確保する管理体系であるが、	
			上記の評価に関わらず下記の事項に該当した			いては、監督職員と協議の上で出来形管理を行	
			□ 日頃より、出来形管理の不備等について		<u>4</u>	出来形管理項目を設定していない工事は「c」記	平価とする。
		w 8 55	□ しゅん功時の出来形管理書類に不備があ				
		Ⅱ. 品質	a	b	c	d	e
			□ 品質の測定が、必要な測定項目につい	□ 品質の測定が、必要な測定項目につい	□ 品質の測定が、必要な測定項目につ		□ 契約書第17条に基づき、監督職員が
			て所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのば	て所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのば	て所定の測定基準に基づき行われて り、測定値が規格値を満足し、a、		改造請求を行った。
			らつきが規格値の概ね50%以内で、下	らつきが規格値の概ね80%以内で、下	り、例だ他が規格値を個定し、a、 に該当しない。	日相外を打ちた。	
			記の「評価対象項目」の90%以上該当	記の「評価対象項目」の70%以上該当	CM = C/3V ·		
			する。	する。			
			●評価対象項目 ※ ばらつき(	D判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限	値の範囲の中に全点8割以上収まってレ	ること。	
			□ 材料の品質規格資料が施工前に提出さ				
			□ 設計図書で定められている品質管理が		= 1	質の評定は、工事全般を通じて評定するものとて	· -
			□ 鋼材・鉄筋の員数照合がミルシート等			質とは、設計図書に示された工事目的物の規格で	
				と圧延方向と一致しており資料も整備されて 	-	質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験で	
			<ul><li>■ 鋼材の切削面の表面あらさが50 μ m以</li></ul>			`の段階における品質確保のための管理体系である }合等については、監督職員と協議の上で品質管₹	
				、労権に記録体育されている。 部きずに関する非破壊試験検査を計画し、実		「ローライン・では、監督職員と励職の工で印責官を 「質管理項目を設定していない工事は「c∣評価と	
			□ 現場到着後、材料の保管管理が適切に		ME C C C C	NATURE OF THE STATE OF THE CO.	
			□ 支承の据付で、コンクリート面のチッ	ピング及びモルタル付着が確認でき仕上げ面	に水切り勾配がついている。		
			□ 設計図書に示す桁のキャンバー表を作	成し工事管理を行っている。		評価値計算方法	
			□ 杭に損傷及び補修痕がない。			①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の	
				の施工管理方法等が整備され記録されている	•	②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を ③評価値 (%)=()評価数	・母数として、比率(%)で評価する。 女/( )対象評価項目数
			□ 水平度、鉛直度等が設計図書を満足し	て <mark>いる。</mark> 及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	③評価値( %)= ( )評価第	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
			<ul><li>□ 協門休及、併山上砂、九内小位の変動</li><li>□ 場所打杭についてトレミー管をコンク</li></ul>		、、比里寺が設計凶者を何足している。		
			□ 杭頭処理が適正に処理されている。	J TITLE BIBNES MUCHELLO CV DO			
			□ ケレンが入念に実施されている。			■ 進行性又は有害なクラックが発生したが、	- 有識者(文献)等の意見に基づく処置を
			□ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定	を行い、塗装作業を行っている。		 行っている。	
				顔料が沈殿しないようにしてから使用してい	る。	上記該当があれば・・・・c	
			□ 塗り残し、気泡、むら、たれ、はけ目	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		□ ひび割れ調査の対象工事だが、調査を行って	ていない。
				採取し、強度・スランプ・空気量等を行って		上記該当があれば・・・・d	
			<ul><li>□ 随 1 条件及び気象条件に適した連搬時</li><li>いる。 (寒中及び暑中コンクリート等を</li></ul>	間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレー - 今+ 、)	タの機種、養生万法等、適切に行って	ばらつきの判断が不可能な場合	
			<ul><li>【************************************</li></ul>	(금 한)		評価値が80%以上の場合・・・・・	b
			<ul><li>□ めがい相立・加工が過止である。</li><li>□ スペーサーを適切に配置し、鉄筋のか</li></ul>	ぶりを確保1.ている		評価値が80%未満の場合・・・・・	
			□ コンクリート打継目地処理が、仕様書			※ 削除後の評価対象項目数が2項目以	
			□ 引張装置 (機器) のキャリブレーショ				
			□ 構造物に影響を与えるクラックの発生	がない。			
			□ 凍上抑制層、路盤の密度管理等が適正			左記の評価に関わらず下記の事項に該当	
			□ 舗装厚がコアー以外の方法によって確			□ 日頃より、品質管理の不備等につい	
			□ その他の復旧について、仕様書どおり	施工されている。		□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	ある場合。
			□ その他(理由:			)	

令和7年4月1日適用

考査項目	工種	細 別	а	b	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	橋梁工(工 場製作工)	I. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、その	いて所定の測定基準に基づき行われて おり、測定値が規格値を満足し、その	いて所定の測定基準に基づき行われて おり、測定値が規格値を満足し、a、	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切 であったため、監督職員が文書で改善 指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が 改造請求を行った。
			ばらつきが規格値の概ね50%以内である。 ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※	ばらつきが規格値の概ね80%以内である。 概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割り	bに該当しない。 		
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点	京以上)が80%以上の場合・・・・・・ 京以上)が50%以上80%未満の場合・・・・ 京以上)が50%未満の場合・・・・・	b c d e により評価 ② 出来 c d e により評価 ③ 出来	形の評定は、工事全般を通じて評定するもの 形とは、設計図書に示された工事目的物の开 形管理とは、「土木工事施工管理基準」の表 定の出来形を確保する管理体系であるが、当	ジ状及び寸法をいう。 別定項目、測定基準及び規格値に基づ
		T 0 55	上記の評価に関わらず下記の事項に該当した □ 日頃より、出来形管理の不備等について □ しゅん功時の出来形管理書類に不備があ	の指摘を受けていた場合。 る場合。	④ 出来	は、監督職員と協議の上で出来形管理を行う :形管理項目を設定していない工事は「c」書	平価とする。
		Ⅱ. 品質	a □ 品質の測定が、必要な測定項目につい て所定の測定基準に基づき行われてお り、測定値が規格値を満足し、そのば らつきが規格値の概ね50%以内で、下 記の「評価対象項目」の90%以上該当 する。	b □ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	c 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	e □ 契約書第17条に基づき、監督職員が 改造請求を行った。
			□ 材料の品質規格資料が施工前に提出さい。 設計図書で定められている品質管理が 調料の員数照合がミルシート等(現物 □ 主要部材の板取りは主たる応方0μm以下の切削面の表面あらさが50μm以下の切削面の表面あらさが50μm以下の切削面の表面あらさが50μm以下の対策作業にあたり、溶接材料の使用区 □ 溶接施工に係る施工計画書を提出して □ 不確部の発生が見られない。 □ 欠陥部の発生が見られない。 □ ケレンが入念に実施されている。 □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾 □ 気温及び湿度の管理を行い、塗装作業 □ 塗料の品質が出荷証明書、塗装成績表	、施工計画書に記載され管理されている。 照合を含む)で確認されている。 と圧妊方向と一致しており資料も整備されて である。 を行っている。 分が設計図書の仕様を満足している。 いる。 られているなど、きめ細やかに製作している 燥させて施工している。 を行っている。 を行っている。 により、製造年月日、ロット番号、色彩、数 顔料が沈殿しないようにしてから使用してい	<ul> <li>①品質の②品質を②品質と③品質をできる。</li> <li>②品質をできる。</li> </ul>	と。 評定は、工事全般を通じて評定するものとす は、設計図書に示された工事目的物の規格で 理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項 階における品質確保のための管理体系である。 については、監督職員と協議の上で品質管理 理項目を設定していない工事は「c」評価と	である。 頁目、試験基準及び規格値に基づく全 5。なお、当該管理基準によりがたい 理を行うものである。
			ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・ 評価値が80%未満の場合・・・・ ※ 削除後の評価対象項目数が2項目以  左記の評価に関わらず下記の事項に該当 □ 日頃より、品質管理の不備等につい □ しゅん功時の品質管理書類に不備が	・・・・c 下の場合は c 評価とする。 した場合 c d e により評価する。 て指摘を受けていた場合。	①: ②i	西値計算方法 当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を 評価値( %)=( )評価数	

令和7年4月1日適用

考査項目	工 種	細 別	а	b	c	d	е
3. 出来形	トンネル工	I. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定が、必要な測定項目	二 □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が
及び	(山岳トン		いて所定の測定基準に基づき行われて	いて所定の測定基準に基づき行われて	いて所定の測定基準に基づき行わ	であったため、監督職員が文書で改善	改造請求を行った。
出来ばえ	ネル工事・		おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し、	1、 指示を行った。	
	地下鉄工事		ばらつきが規格値の概ね50%以内であ	ばらつきが規格値の概ね80%以内であ	bに該当しない。		
	等)		る。	る。			
			※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※	概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割り	以上収まっていること。		
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点	以上)が80%以上の場合・・・・・・・	abcdeにより評価	出来形の評定は、工事全般を通じて評定するもの	のとする。
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点	以上)が50%以上80%未満の場合・・・・	bcdeにより評価 ②	出来形とは、設計図書に示された工事目的物の	形状及び寸法をいう。
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点	以上)が50%未満の場合・・・・・・・	cdeにより評価 3	出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の	則定項目、測定基準及び規格値に基づ
						き所定の出来形を確保する管理体系であるが、	当該管理基準によりがたい場合等につ
			上記の評価に関わらず下記の事項に該当した	工場合cdeにより評価する。		いては、監督職員と協議の上で出来形管理を行	うものである。
			□ 日頃より、出来形管理の不備等について	の指摘を受けていた場合。	4	出来形管理項目を設定していない工事は「c」	評価とする。
			□ しゅん功時の出来形管理書類に不備があ	る場合。	<u></u>		
		Ⅱ. 品質	а	b	С	d	е
			□ 品質の測定が、必要な測定項目につい	□ 品質の測定が、必要な測定項目につい	□ 品質の測定が、必要な測定項目に	つい □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が
			て所定の測定基準に基づき行われてお	て所定の測定基準に基づき行われてお	て所定の測定基準に基づき行われて	てお 切であったため、監督員が文書で改善	改造請求を行った。
			り、測定値が規格値を満足し、そのば	り、測定値が規格値を満足し、そのば	り、測定値が規格値を満足し、a、	b 指示を行った。	
			らつきが規格値の概ね50%以内で、下	らつきが規格値の概ね80%以内で、下	に該当しない。		
			記の「評価対象項目」の90%以上該当	記の「評価対象項目」の70%以上該当			
			する。	する。			
			●評価対象項目 ※ ばらつきの	判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値	[の範囲の中に全点8割以上収まってい	ること。	
			□ 材料の品質規格資料が施工前に提出さ	れ監督員の確認を受けている。			
			□ 設計図書で定められている品質管理が	-	-	品質の評定は、工事全般を通じて評定するものと`	する。
			□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間	、打設方法及び締固め方法が、定められた条	条件を満足している。 ②p	品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格	である。
			□ 設計図書に定められた岩区分(支保工	パターン含む)の境界を確認して施工を行っ	っている。 3 3 3 3 5 6 7 7 9 7 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験	項目、試験基準及び規格値に基づく全
			□ 坑内観察調査などについて、設計図書	の仕様を満足している。		この段階における品質確保のための管理体系であ	る。なお、当該管理基準によりがたい
			□ 日々計測管理を行っており、それに基	づいた施工が行われている。		場合等については、監督職員と協議の上で品質管	
			□ 金網の継ぎ目を15cm(一目)以上重ね	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>	品質管理項目を設定していない工事は「c」評価と	:する。
				後に、15cm以下の厚さで地山と密着するよう			
				、吹付完了面を清掃した上で、湿潤状態で施	- · · · - ·		<u> </u>
				くするために、吹付面へのノズルの角度や路	<b>[離、衝突速度が適正になるように</b>	評価値計算方法	
			調整している。			①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の	
			□ ロックボルト挿入前にくり粉除去の清	· ·		②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を	
			□ 覆エコンクリート打設時、型枠に偏圧			③評価値 (%) = () 評価数	效/( )対象評価項目数
			□ コンクリート打継目地処理が仕様書等	·/			1
				チコンクリートの打継目が同一線上にない。			
			□ レイタンスを取り除き、コンクリート	*****			
			□ コンクリート供試体が、当該現場の同				
			□型枠等の取り外しに関して適切に管理			ばらつきの判断が不可能な場合	
			□ 覆エコンクリート等に影響を与えるク			評価値が80%以上の場合・・・・・	
			□ ロックボルトの定着長が、設計図書の			評価値が80%未満の場合・・・・・	
				、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護	『マット等で防護対策を行っている。	※ 削除後の評価対象項目数が2項目以	
			□ その他(理由:			上記の評価に関わらず下記の事項に該当	
						□ 日頃より、品質管理の不備等につい	
						□ しゅん功時の品質管理書類に不備が	ある場合。

令和7年4月1日適用

考査項目	工種	細 別	а	b	c		d	е
3. 出来形	植栽工	I. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定が、必要な測定項	目につ	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が
及び			いて所定の測定基準に基づき行われて	いて所定の測定基準に基づき行われて	いて所定の測定基準に基づき行	われて	であったため、監督職員が文書で改善	改造請求を行った。
出来ばえ			おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し	, a,	指示を行った。	
			ばらつきが規格値の概ね50%以内であ	ばらつきが規格値の概ね80%以内であ	bに該当しない。			
			る。	る。				
			※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※	概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割り	以上収まっていること。			
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点	京以上)が80%以上の場合・・・・・・・	abcdeにより評価 (	来出 ①	来形の評定は、工事全般を通じて評定するもの	)とする。
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点	京以上)が50%以上80%未満の場合・・・・	bcdeにより評価 (	② 出来	K形とは、設計図書に示された工事目的物の形	状及び寸法をいう。
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点	京以上)が50%未満の場合・・・・・・・	c d e により評価	③ 出来	K形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測	定項目、測定基準及び規格値に基づ
						き戸	所定の出来形を確保する管理体系であるが、≌	前該管理基準によりがたい場合等につ
			上記の評価に関わらず下記の事項に該当した	に場合 c deにより評価する。		いて	ては、監督職員と協議の上で出来形管理を行う	ものである。
			□ 日頃より、出来形管理の不備等について	の指摘を受けていた場合。		<ul><li>④ 出来</li></ul>	K形管理項目を設定していない工事は「c」評	2価とする。
			□ しゅん功時の出来形管理書類に不備があ	る場合。				
		Ⅱ. 品質	а	b	С		d	е
			□ 品質の測定が、必要な測定項目につい		□ 品質の測定が、必要な測定項目			□ 契約書第17条に基づき、監督職員が
			て所定の測定基準に基づき行われてお	て所定の測定基準に基づき行われてお	て所定の測定基準に基づき行われ		切であったため、監督員が文書で改善	改造請求を行った。
			り、測定値が規格値を満足し、そのば	り、測定値が規格値を満足し、そのば	り、測定値が規格値を満足し、	a, b	指示を行った。	
			らつきが規格値の概ね50%以内で、下	らつきが規格値の概ね80%以内で、下	に該当しない。			
			記の「評価対象項目」の90%以上該当	記の「評価対象項目」の70%以上該当				
			する。	する。				
				り判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限	値の範囲の中に全点8割以上収まっ	ているこ	- Ł.	
			□ 材料の品質規格資料が、施工前に提出					
			□ 設計図書に定める植栽に係る品質管理			0 0 00		
				、病虫害・傷・腐れ・鉢くずれ等が無く、保			O評定は、工事全般を通じて評定するものとす	
				生育が良く、緊密な根系を有し、萎れ・病虫			は、設計図書に示された工事目的物の規格で	
			保護養生が適切である。	and the last of the plant of th			管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項	
				で、茎太く、適度の節間を有し、草姿が良好	Fである。		段階における品質確保のための管理体系である。 ************************************	
			□ 客土及び土壌改良剤の品質は、仕様書	-			等については、監督職員と協議の上で品質管理	
			□ 新植樹木・張芝・地被類は圃場より搬		<u>L</u>	4)品質管	管理項目を設定していない工事は「c」評価と	する。
			□ 新植樹木、移植木は余剰枝の剪定、整					
			□ 排水不良地・乾燥地等に対応した樹木		かって日本に立口にたてとしていて			
				き、根入が十分でぐらつかず、結束部は杉皮				
				及び土壌試験(PH)を実施し、施工に活かさ	されている。			
			□ 土壌改良剤や肥料が客土と十分攪拌さ	れていることが確認できる。 合で均等に敷均し、適度の転圧をかけた後、	ナントノム レサーナン			
			<ul><li>□ 旅之・吹付之の床工は設計者に小り配</li><li>□ 土壌改良剤や肥料の施用量が空袋、計</li></ul>		むらなく均一に肥上されている。			
			<ul><li>□ 工場以及用で配材の爬用量が至表、計</li><li>□ その他(理由:</li></ul>	里路により 労催に唯裕 ささる。		)		
			□ での他(建田・			,		
			ばらつきの判断が不可能な場合					
			評価値が80%以上の場合・・・・・・	• • • h				
			評価値が80%未満の場合・・・・・・			証	Ⅰ 価値計算方法	
			※ 削除後の評価対象項目数が2項目以下				□□□□  ガルム 当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の	評価項目け削除する
			… 四四次之前 圖內 教 名目 纵7 2 名目 约十	>>>		_	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を	
			上記の評価に関わらず下記の事項に該当し	た場合cdeにより評価する				/ ( ) 対象評価項目数
			□ 日頃より、品質管理の不備等について				70/ / HIIII	/ / // ANH IM VE W
			□ しゅん功時の品質管理書類に不備があ					
			- 0 3 10 20 m 32 HD M D 72 H M (C. 1 1 MH M 18)	₩ M H 0				

令和7年4月1日適用

考査項目	工 種	細別	а	b	c		d	e
3. 出来形	造園工	I. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定が、必要な測定項	目につ	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が
及び			いて所定の測定基準に基づき行われて	いて所定の測定基準に基づき行われて	いて所定の測定基準に基づき行	われて	であったため、監督職員が文書で改善	改造請求を行った。
出来ばえ			おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し	, a,	指示を行った。	
			ばらつきが規格値の概ね50%以内であ	ばらつきが規格値の概ね80%以内であ	bに該当しない。			
			る。	る。				
				概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割り				
				京以上)が80%以上の場合・・・・・・・			形の評定は、工事全般を通じて評定するもの	
				京以上)が50%以上80%未満の場合・・・・			形とは、設計図書に示された工事目的物の形	
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点	京以上)が50%未満の場合・・・・・・・	cdeにより評価		形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測	
							定の出来形を確保する管理体系であるが、当	
			上記の評価に関わらず下記の事項に該当した				は、監督職員と協議の上で出来形管理を行う	
			□ 日頃より、出来形管理の不備等について		<u> </u>	<ul><li>④ 出来</li></ul>	形管理項目を設定していない工事は「c」評	価とする。
		T F 55	□ しゅん功時の出来形管理書類に不備があ	******				
		Ⅱ. 品質	a Description of the second of	b b	C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	)	d	e = + + + + + + + + + + + + + + + + + +
			□ 品質の測定が、必要な測定項目につい				>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が
			て所定の測定基準に基づき行われてお	て所定の測定基準に基づき行われてお	て所定の測定基準に基づき行わ		切であったため、監督員が文書で改善	改造請求を行った。
			り、測定値が規格値を満足し、そのば	り、測定値が規格値を満足し、そのば	り、測定値が規格値を満足し、	a, b	指示を行った。	
			らつきが規格値の概ね50%以内で、下 記の「評価対象項目」の90%以上該当	らつきが規格値の概ね80%以内で、下 記の「評価対象項目」の70%以上該当	に該当しない。			
			正の「評価対象項目」の90%以上該目 する。	正の「評価対象項目」の70%以上該目 する。				
				9つ。 の判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限	値の祭用の由に会占8割171上向まっ	アルバスト	ا د	
			□ 材料の品質規格資料が施工前に提出さ		iii の配面の下に主点 6 刮め上収よう	(1.0)		
			□ 設計図書に定める品質管理が、施工計			<b>(1)</b>	品質の評定は、工事全般を通じて評定する	むのとする
				、突き固めも十分行われたことが確認できる		_	品質とは、設計図書に示された工事目的物	
						_	品質管理とは、「土木工事施工管理基準」	
				は、仕様書、特記仕様書に定められた品質を		. 00	づく全ての段階における品質確保のための	
				事施工管理基準に基づいた密度管理が適正に			なお、当該管理基準によりがたい場合等に	
			□ 鋼製品の塗装厚・サビ止及び材料の品	質を確認できる書類が整備されている。			管理を行うものである。	
			□ 木製品の塗装、表面処理、防腐処理等	を確認できる書類が整備されている。		4	品質管理項目を設定していない工事は「c」	評価とする。
			□ 遊戯施設をはじめ、各施設の機能・安	全性等において、設計図書に適合した施工が	· 適切に行われていることが確認でき	さる。		
			□ 現場打ちコンクリートは打設法・温度	管理・養生等が仕様書に基づき適切に行われ	ている。	書	平価値計算方法	
			□ 配筋は継手長・被り厚・結束など設計	図、仕様書等に基づき適切に施工されている	00	(1	)当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の	)評価項目は削除する。
			□ 外柵(石積・外柵石・車止・フェンス	類等)の管理施設は通りが良く、傾きもなく	設置されている。	(2	別削除項目のある場合は削除後の評価項目数を	と母数として、比率(%)で評価する。
			□ 水飲台、散水栓設置工、その他給水関	<mark>連の工事において</mark> は水圧試験を行い、特記仕	様書に示す所定の水圧が確保されて	こいる。 🤅	②評価値 (%) = ( )評価	数/( )対象評価項目数
			□ 表面排水、暗渠排水施設が有効に機能	していることを視認等により確認できる。			_	
			□ 照明施設やその他電気設備工事におい	ては接地抵抗試験、点灯試験、絶縁抵抗試験	を行い、所定の基準値が確保されて	いる。		
			□ 新植樹木は所定の形状を有し、病虫害	・損傷・鉢くずれ等がなく、保護養生・活着	「管理が適切に行われている。		ばらつきの判断が不可能な場合	
			□ 張芝は、雑草の混入・病虫害が無く、	保護養生・活着管理が適切に行われている。			評価値が80%以上の場合・・・・・	
			□ 新植樹木・張芝・地被類は圃場より搬				評価値が80%未満の場合・・・・・	
				及び土壌試験(PH)を実施し、施工に活かさ	-		※ 削除後の評価対象項目数が2項目以	Fの場合は c 評価とする。
				合で均等に敷均し、適度の転圧をかけた後、				
				計量器により明確に確認でき、客土との攪拌	≥も十分なされていることが確認でき	る。 、	左記の評価に関わらず下記の事項に該当	
			□ その他(理由:			)	□ 日頃より、品質管理の不備等についる	
							□ しゅん功時の品質管理書類に不備がる	かる場合。

令和7年4月1日適用

考査項目	工 種	細 別	а	b	С	d	е
3. 出来形	河川工	I. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定が、必要な測定項目に	○ □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が
及び			いて所定の測定基準に基づき行われて	いて所定の測定基準に基づき行われて	いて所定の測定基準に基づき行われ	であったため、監督職員が文書で改善	改造請求を行った。
出来ばえ			おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し、a	指示を行った。	
			ばらつきが規格値の概ね50%以内であ	ばらつきが規格値の概ね80%以内であ	bに該当しない。		
			る。	る。			
				概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割り			
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点			出来形の評定は、工事全般を通じて評定するもの	- / - 0
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点			出来形とは、設計図書に示された工事目的物のF	
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点	以上)が50%未満の場合・・・・・・・		出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の沿	
						き所定の出来形を確保する管理体系であるが、	
			上記の評価に関わらず下記の事項に該当した			いては、監督職員と協議の上で出来形管理を行っ	
			□ 日頃より、出来形管理の不備等について	10.07 - 27 7 1 1 - 27 0 7	<u>4</u>	出来形管理項目を設定していない工事は「c」記	平価とする。
		w F 55	□ しゅん功時の出来形管理書類に不備があ				
		Ⅱ. 品質	a a a secondary of the	b	C DESCRIPTION OF THE PROPERTY	d d	e = tn(L+h/m+c/2) = tt 2 + = = = = = = = = = = = = = = = = = =
			□ 品質の測定が、必要な測定項目につい				□ 契約書第17条に基づき、監督職員が
			て所定の測定基準に基づき行われてお り、測定値が規格値を満足し、そのば	て所定の測定基準に基づき行われてお り、測定値が規格値を満足し、そのば	て所定の測定基準に基づき行われて り、測定値が規格値を満足し、a、	,	改造請求を行った。
			り、側を値が規格値を衝走し、てのは らつきが規格値の概ね50%以内で、下	り、側を値が規格値を両足し、そのは らつきが規格値の概ね80%以内で、下	り、例だ他が規格他を両足し、a、 に該当しない。	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
			記の「評価対象項目」の90%以上該当	記の「評価対象項目」の70%以上該当	に該当しない。		
			記の「計画対象項目」の90%以上該目 する。	記の「計画対象項目」の70%以上該当 する。			
					 値の範囲の中に全占8割以上収まってい	ストレ	
			□ 材料の品質規格資料が施工前に提出さ		他の範囲の中に主点も前外工状ようです。		
			□ 設計図書で定められている品質管理が		①品	■ 質の評定は、工事全般を通じて評定するものとっ	トろ
			□ 土工は、地形、地質、気象、周辺環境			質とは、設計図書に示された工事目的物の規格で	
			□ 掘削・法面整形では地山を乱さず、か			質管理とは、「十木工事施工管理基準」の試験1	-
			□ 盛土は、基地盤掻き起こし、層状転圧	、段切り、含水比等 <mark>適正</mark> な施工を行った。		り段階における品質確保のための管理体系である。	る。なお、当該管理基準によりがたい
			□ 連結ブロックの連結線のかさね、シー	ト等の重ね合わせ等仕様書どおり施工された	:。	会等については、監督職員と協議の上で品質管理	里を行うものである。
			□ コンクリートブロック、石積み等の裏	込掘削が適切で裏込め材の転圧が入念に行ね	かれた。 ④品	質管理項目を設定していない工事は「c」評価と	する。
			□ 自然石積みは、石の組合せが <mark>適正</mark> で、	密に積さっている。	<u></u>		
			□ 自然石積みは、胴込め、裏込コンクリ	ートに段差、空隙、余分な付着無く施工され	た。		
			□ 構造物基礎杭、遮水矢板等の打ち込み	等の施工方法が <mark>適正</mark> であった。		上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場	合cdeにより評価する。
			□ 配筋が設計図書どおりであることが、	臨場または机上により確認された。		□ 日頃より、品質管理の不備等について指摘	を受けていた場合。
			□ 現場打コンクリートは、打設方法、締	め固め、温度管理等が仕様書どおり施工され	た。	□ しゅん功時の品質管理書類に不備がある場	<u> </u>
			□ 管、桝、基礎、フィルター材等の転圧	、接合が <mark>適正</mark> に施工された。			
			□ 生芝、わら芝、植生ロール等緑化材料	の活着管理、保護養生が適切に行われている	0.0		
			□ 植栽樹木は、根が乾かぬよう、搬入日	に植え付けるか、十分な保護養生を行ってレ	いる。		
			□ 舗設は温度管理・敷均し転圧等が適正				
			□ プライムコート・タックコートの施工				
			■ 軟弱地盤処理が現地の状況に応じて、	計画書どおり施工されている。			
			□ その他(理由:		)	評価値計算方法	
			ばらつきの判断が不可能な場合			①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の	
			評価値が80%以上の場合・・・・・・			②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を	
			評価値が80%未満の場合・・・・・・			③評価値( %)=( )評価数 	7/( )対象評価項目数
			※ 削除後の評価対象項目数が2項目以下	り場台は c 評価とする。			

							(土木・工事主任用)
考査項目	工 種	細別	а	b	С	d	e
3. 出来形	上水道	I. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定が、必要な測定項目に	つ 出来形の測定方法又は測定値が不適切	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が
及び	(開削)		いて所定の測定基準に基づき行われて	いて所定の測定基準に基づき行われて	いて所定の測定基準に基づき行われ		改造請求を行った。
出来ばえ			おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し、a	指示を行った。	
			ばらつきが規格値の概ね50%以内であ	ばらつきが規格値の概ね80%以内であ	bに該当しない。		
			る。	る。			
				概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以			
				点以上)が80%以上の場合・・・・・・・		出来形の評定は、工事全般を通じて評定するもの	- / - 0
				点以上) が50%以上80%未満の場合・・・・		出来形とは、設計図書に示された工事目的物のチャン	
			全ての評価項目の内、ハフツキ判断(10測点	点以上)が50%未満の場合・・・・・・・		出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の派表表表の出来形式が担合する管理性系でする。	
			「おの部位は囲むと送ておの東西はお火」	2. 田人 1 ) 2. 1 / 京 / 二 2 7		き所定の出来形を確保する管理体系であるが、	
			上記の評価に関わらず下記の事項に該当した □ 日頃より、出来形管理の不備等について			いては、監督職員と協議の上で出来形管理を行っ 出来形管理項目を設定していない工事は「cl貳	-
			□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	1001-211	(4)	□米形官性項目を放足していない工事は「C」。	平価とする。 I
		Ⅱ. 品質	ローレットの日本形官生音類に下幅があ	の公物 日。 b	c	d	Δ
		п. шд	□ 品質の測定が、必要な測定項目につい	-	, and the second	い □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が
			て所定の測定基準に基づき行われてお	て所定の測定基準に基づき行われてお	て所定の測定基準に基づき行われて		改造請求を行った。
			り、測定値が規格値を満足し、そのば		り、測定値が規格値を満足し、a、		以追問がと11 2/C。
			らつきが規格値の概ね50%以内で、下		に該当しない。	p 184.5.11 2/C0	
			記の「評価対象項目」の90%以上該当		(-1)(-1) 0 3. 6		
			する。	する。			
				の判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限	値の範囲の中に全点8割以上収まってい	ること。	
			□ 材料の品質規格資料が施工前に提出さ	れ監督員の確認を受けている。			
			□ 設計図書で定められている品質管理が	施工計画書に記載され管理されている。	①品	質の評定は、工事全般を通じて評定するものと	ける。
			□ 管布設(材料、加工、接合)が設計図	書に基づき仕様書通り施工されている。	②品	質とは、設計図書に示された工事目的物の規格 <sup>~</sup>	である。
			□ 管の基礎、管周囲は、良質な材料で空	隙のないよう仕様書通り施工されている。	③品	質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験で	頁目、試験基準及び規格値に基づく全
			□ 分岐工等は、設計図書に基づき仕様書	通り施工されている。	て	の段階における品質確保のための管理体系である	る。なお、当該管理基準によりがたい
			□ 仕切弁等の設置は設計図書のとおり施	工されている。	場	合等については、監督職員と協議の上で品質管理	里を行うものである。
			□ 水圧試験は所定の水圧が確保され、水	密性が確保されている。	④品	質管理項目を設定していない工事は「c」評価と	する。
				食は、破損がなく、テープ・ゴムバンドが適	i切に巻かれている。		
			☆ 弁室等構築は、設計書に基づき仕様書				
				鉄蓋は施工手順書に従い正確に据えつけられ	ている。	評価値計算方法	
			□ 埋戻しの層状転圧等が適切で、構造物			①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の	
			□ 土工、凍上抑制層の密度管理等が適正			②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を	
			□ 路盤、アスファルトの密度管理等が適			③評価値 (%) = ( )評価数	女/ ( ) 対象評価項目数
			□ プライムコート・タックコートの施工				
			□ 舗設は温度管理・敷均し転圧等が適切□ 急て焼業吸付屋棚の海口が落切て行わ	.,			
			□ 縁石等道路付属物の復旧が適切に行わ	れている。 り計画的に実施され、かつ住民対応等が的確	いつ中性されている		
			□ 佐間・別骨作業において、仕様者とお □ しゅん功図の表示に錯誤がなく見やす		に夫旭されている。	,	
			<ul><li>□ しゅんめ図の表示に顕誤がなく見です</li><li>□ その他(理由:</li></ul>	v ' <sub>0</sub>		,	
			□ でが他(连曲:				
			ばらつきの判断が不可能な場合		左記の評価に関わらず下記 <i>σ</i>	-    事項に該当した場合cdeにより評価する。	
			評価値が80%以上の場合・・・・・・	b		備等について指摘を受けていた場合。	
			評価値が80%未満の場合・・・・・・		□しゅん功時の品質管理書		
			※ 削除後の評価対象項目数が2項目以下	の場合はc評価とする。			

令和7年4月1日適用

(十木・工事主任用) 考查項目 T. 種 細別 Ⅰ. 出来形 □ 出来形の測定が、必要な測定項目につ □ 出来形の測定が、必要な測定項目につ 3. 出来形 上水道 □ 出来形の測定が、必要な測定項目につ □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切 □ 契約書第17条に基づき、監督職員が 及び (推准) いて所定の測定基準に基づき行われて いて所定の測定基準に基づき行われて いて所定の測定基準に基づき行われて であったため、監督職員が文書で改善 改浩請求を行った。 出来ばえ おり、測定値が規格値を満足し、その おり、測定値が規格値を満足し、その おり、測定値が規格値を満足し、a、 指示を行った。 ばらつきが規格値の概ね50%以内であ ばらつきが規格値の概ね80%以内であ bに該当しない。 る。 ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以上収まっていること。 全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が80%以上の場合・・・・・・abcdeにより評価 ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が50%以上80%未満の場合・・・・bcdeにより評価 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が50%未満の場合・・・・・・・cdeにより評価 ③ 出来形管理とは、「十木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づ き所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等につ 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 cdeにより評価する。 いては、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 □ 日頃より、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c | 評価とする。 □しゅん功時の出来形管理書類に不備がある場合。 Ⅱ. 品質 □ 品質の測定が、必要な測定項目につい □ 品質の測定が、必要な測定項目につい □ 品質の測定が、必要な測定項目につい □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適 □ 契約書第17条に基づき、監督職員が 切であったため、監督員が文書で改善 て所定の測定基準に基づき行われてお て所定の測定基準に基づき行われてお て所定の測定基準に基づき行われてお 改造請求を行った。 り、測定値が規格値を満足し、そのば り、測定値が規格値を満足し、そのば り、測定値が規格値を満足し、a、b 指示を行った。 らつきが規格値の概ね50%以内で、下 らつきが規格値の概ね80%以内で、下 に該当しない。 記の「評価対象項目」の90%以上該当 記の「評価対象項目」の70%以上該当 する。 する。 ●評価対象項目 ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以上収まっていること。 □ 材料の品質規格資料が施工前に提出され監督員の確認を受けている。 □ 設計図書で定められている品質管理が施工計画書に記載され管理されている。 ①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 □ 推進管の布設は目立った屈曲がない。 ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全 ■ 推進管にクラックや変形がない。 □ 推進管の継ぎ手、グラウトホール等から漏水がない。 ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい □ 管の継ぎ手、コンクリートブロック等の継ぎ手の目地仕上げが良好である。 場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 | 挿入管は外管と適切な離隔が確保されて布設された。 □ 配水管と推進管との空隙は、設計図に基づき適切な材料を完全に充填した。 □ 配水管の接合は、設計図に基づき仕様書通り施工された。 □ 立抗の土留めは適切に計画され、支保工架設、撤去の時期が問題なく、仮設物の変位による周辺地盤や施設の沈下等の影響 □ 推進機材(刃口、セミシールド、後方設備)の計画が施工条件に合致し、施工途中の管理(切り刃監視、土量管理、 評価値計算方法 ①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 推進管理)が適切で、地盤沈下等の影響がなかった。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 □ 立抗の埋戻は、設計図に基づき仕様書通り施工され、周辺地盤とのすり付けが良く、舗装切断跡の処置も良い。 □ 埋戻しの層状転圧等が適切で、構造物周辺や端部を入念に施工している。 ③評価値 ( %) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 □ 土工、凍上抑制層の密度管理等が適正で、端部を入念に施工している。 □ 路盤、アスファルトの密度管理等が適正で、端部を入念に施工している。 ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・・b □ プライムコート・タックコートの施工及び品質管理が適正に行われている。 □ 舗設は温度管理・敷均し転圧等が適切で、入念に施工している。 評価値が80%未満の場合・・・・・・c □ 縁石等道路付属物の復旧が適切に行われている。 ※ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ■ しゅん功図の表示に錯誤がなく見やすい。 □ その他(理由: 左記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d e により評価する。 □ 日頃より、品質管理の不備等について指摘を受けていた場合。 □しゅん功時の品質管理書類に不備がある場合。

							(土木・工事主任用)
考査項目	工種	細別	а	b	С	d	e
3. 出来形		I. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定が、必要な測定項目	につ 出来形の測定方法又は測定値が不適切	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が
及び	(水管橋)		いて所定の測定基準に基づき行われて		いて所定の測定基準に基づき行わ		改造請求を行った。
出来ばえ			おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し、	a、 指示を行った。	
			ばらつきが規格値の概ね50%以内であ	ばらつきが規格値の概ね80%以内であ	bに該当しない。		
			る。	る。			
				(概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割り			
				点以上)が80%以上の場合・・・・・・・		出来形の評定は、工事全般を通じて評定するもの	- / - 0
				点以上)が50%以上80%未満の場合・・・・1		出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形	
			全ての評価項目の内、ハフツキ判断(10測点	点以上)が50%未満の場合・・・・・・・	cdeにより評価 ③	出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の過	
			「おの部位は囲むと送ておの東西はお火」	1. II 人 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1		き所定の出来形を確保する管理体系であるが、	
			上記の評価に関わらず下記の事項に該当した □ 日頃より、出来形管理の不備等について			いては、監督職員と協議の上で出来形管理を行う 出来形管理項目を設定していない工事は「c」	
			□ 口頃より、出来形官理の不偏等について しゅん功時の出来形管理書類に不備があ		(4)	出来形官埋填日を設定していない上事は「c」。	半価とする。 
		Ⅱ. 品質	ローレットの日本が自生者類に小哺がる a	)の場合。 b	C	d	Δ
		п. шд	□ 品質の測定が、必要な測定項目につい		<u> </u>	つい □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が
			て所定の測定基準に基づき行われてお	て所定の測定基準に基づき行われてお	て所定の測定基準に基づき行われ		改造請求を行った。
			り、測定値が規格値を満足し、そのば		り、測定値が規格値を満足し、a	7	以追問外と11 2/2。
			らつきが規格値の概ね50%以内で、下		に該当しない。	184.511 >70	
			記の「評価対象項目」の90%以上該当		1-20-31-6		
			する。	する。			
				の判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限	値の範囲の中に全点8割以上収まって	いること。	
			□ 資材の品質規格資料が施工前に提出さ				
			□ 設計図書で定められている品質管理が	施工計画書に記載され管理されている。	1	品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとつ	ける。
			□ 添架管、架台等の品質がミルシート等	で確認できる。	2	品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格で	である。
			□ 工場溶接は、有資格者が行い、下地処	理、乾燥が適切に行われた。	3	品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験で	頁目、試験基準及び規格値に基づく全
			□ 工場塗装は、ケレンを入念に行い、乾	燥状態で行われ塗膜厚が適切に管理され有害	が付着物がない。	ての段階における品質確保のための管理体系である	る。なお、当該管理基準によりがたい
			□ 工場製作の加工精度計画が事前に提出	され、その計画に適合した施工が行われた。		場合等については、監督職員と協議の上で品質管理	里を行うものである。
			□ 本管の現場溶接は、有資格者が行い、	下地処理、乾燥が適切に行われた。	<u>4</u>	品質管理項目を設定していない工事は「c」評価と	する。
				燥状態で行われ、塗膜厚が適切に管理され有			
				整レンチを使用しているか、トルクの確認頻	<b>i</b> 度が適切である。		<u> </u>
			□ 開削部分の本管接合は、仕様書で定め			評価値計算方法	
				防食は、破損がなく、テープ・ゴムバンドが	ぶ適切に巻かれている。	①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の	
			→ 水圧試験は所定の水圧が確保され、水	-		②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を	
				切に行われ、構造物、仮設材周辺も入念に転	注された。	③評価値 (%) = ()評価数	女/ ( ) 対象評価項目数
			□ 埋戻しの層状転圧等が適切で、構造物				
			□ 土工、凍上抑制層の密度管理等が適正				
			□ 路盤、アスファルトの密度管理等が適				
			□ 舗設は温度管理・敷均し転圧等が適切				
			□ その他の復旧資材、施工が適切に計画 □ しゅん功図の表示に錯誤がなく見やす				
			<ul><li>□ しゅん切図の表示に崩誤がなく見です</li><li>□ その他(理由:</li></ul>	V '0		)	
			□ ての他(连田:   ばらつきの判断が不可能な場合			′	
			評価値が80%以上の場合・・・・・・	• • • h	左記の誣価に関わらず下部	┃ 己の事項に該当した場合cdeにより評価する。	
			評価値が80%未満の場合・・・・・・			の事項に成当した場合と u e により計画する。 不備等について指摘を受けていた場合。	
			※ 削除後の評価対象項目数が2項目以下		□ しゅん功時の品質管理		

令和7年4月1日適用

考査項目	工 種	細別	а	b	С		d	e
3. 出来形	下水道	I. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定が、必要な測定項	頁目につ	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が
及び	(開削・推		いて所定の測定基準に基づき行われて	いて所定の測定基準に基づき行われて	いて所定の測定基準に基づき行	うわれて	であったため、監督職員が文書で改善	改造請求を行った。
出来ばえ	進・管更生)		おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し	, a,	指示を行った。	
			ばらつきが規格値の概ね50%以内であ	ばらつきが規格値の概ね80%以内であ	bに該当しない。			
			る。	る。				
			※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※	概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割り	人上収まっていること。			
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点	京以上)が80%以上の場合・・・・・・・	abcdeにより評価	<ol> <li>出来</li> </ol>	形の評定は、工事全般を通じて評定するもの	とする。
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点	京以上)が50%以上80%未満の場合・・・・	bcdeにより評価	② 出来	形とは、設計図書に示された工事目的物の形	状及び寸法をいう。
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点	京以上)が50%未満の場合・・・・・・・	cdeにより評価	③ 出来	形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測	定項目、測定基準及び規格値に基づ
						き所	定の出来形を確保する管理体系であるが、当	該管理基準によりがたい場合等につ
			上記の評価に関わらず下記の事項に該当した	と場合 c deにより評価する。		いて	は、監督職員と協議の上で出来形管理を行う	ものである。
			□ 日頃より、出来形管理の不備等について	の指摘を受けていた場合。		④ 出来	形管理項目を設定していない工事は「c」評	価とする。
			□ しゅん功時の出来形管理書類に不備があ					
		Ⅱ. 品質	а	b	С		d	e
			□ 品質の測定が、必要な測定項目につい		□ 品質の測定が、必要な測定項目			□ 契約書第17条に基づき、監督職員が
			て所定の測定基準に基づき行われてお	て所定の測定基準に基づき行われてお	て所定の測定基準に基づき行れ		切であったため、監督員が文書で改善	改造請求を行った。
			り、測定値が規格値を満足し、そのば	り、測定値が規格値を満足し、そのば	り、測定値が規格値を満足し、	a, b	指示を行った。	
			らつきが規格値の概ね50%以内で、下	らつきが規格値の概ね80%以内で、下	に該当しない。			
			記の「評価対象項目」の90%以上該当	記の「評価対象項目」の70%以上該当				
			する。 ●評価対象項目 ※ ばらつきの	──する。 D判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限	はの数回の中に入上の割り上向す		1.	
			<ul><li>●評価対象項目 ※ はらつざい</li><li>□ 設計図書で定められている品質管理が</li></ul>		個の郵囲の中に至点8割以上収まっ	っているこ	. と。 	
			□ 材料の品質規格資料が施工前に提出さ			①旦暦の	  評定は、工事全般を通じて評定するものとす	- 7
			□ しゅん功時の品質管理書類に指摘事項				は、設計図書に示された工事目的物の規格で	-
				~~~。 法が適切に行われ、周辺地盤への影響が見ら	かたい		理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項	
			□ 管路土工における床付面は、適切に湧		740.84 0		階における品質確保のための管理体系である	
				は、敷均し及び転圧等が適切に行われ、平坦	に仕上がっている。		については、監督職員と協議の上で品質管理	
				の打設及び配筋は、設計図書のとおり適切に			理項目を設定していない工事は「c」評価と	
			2	の布設が適切に行われ、クラックや変形がな				, - 0
			□ 推進管の裏込めは、材料が適切に選定	され十分充填されていることが確認できる。				
			□ 組立マンホールの連結部は、止水シー	ル・止水ゴムが適切に使用されており、漏水	がない。			
			□ 現場打ちマンホールの足掛金物は、位	置や向きが適切に設置され仕上がりが良い。		評值	<b>西値計算方法</b>	
			□ インバートは形状、勾配、表面仕上げ	が適切である。		(1) \(\)	当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の	評価項目は削除する。
			□ 鉄蓋は、位置や向きが適切に設置され	、舗装との段差が適切である。		②片	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を	母数として、比率(%)で評価する。
			□ ますは傾きがなく、取付管は本管との	接続箇所において、隣接する取付管と適切な	間隔が確保されており、理由のな	W		
			屈曲がない。					
				適切に行われ、構造物、仮設材周辺も入念に	転圧され、地盤に沈下がない。	37	平価値( %)=( )評価数	/ ( ) 対象評価項目数
			□ プライムコート・タックコートの施工					
			□ 舗装は仕上がりが良く、既設舗装との				ばらつきの判断が不可能な場合	
			□ 縁石等道路付属物の復旧が適切に行わ				評価値が80%以上の場合・・・・・	
				める時間管理、温度管理及び圧力管理が適正の記録がある。			評価値が80%未満の場合・・・・・	
				の記録管理や圧力管理が適正に行われている	。(官更生土)		※ 削除後の評価対象項目数が2項目以	トの場合は c 評価とする。
			□ 管更生工法において、更生管にはふく □ 等更生工法において、更生等していた。				ナシの辺にに関わる。ドエシの東でにオル	1 た相人・1・12 とい証価十2
			□ 管更生工法において、更生管とマンホ □ 管更生工法において、取付管口は、正				左記の評価に関わらず下記の事項に該当  □ 日頃より、品質管理の不備等につい。	
			<ul><li>□ 信更生上伝において、取り信日は、正</li><li>□ その他(理由:</li></ul>	唯(〜分14 C4 U 土上ル*リル*及( '。	`		□ しゅん功時の品質管理書類に不備がる	
					,		□ しゅんの时の四貝6年音規に个棚かる	ソ <i>'의物</i> 口。

******	r 16F	√m ⊟ul	Γ	,			,	(土木・丄争土仕用)
	L 種	細別	a a	D D	C No. 1 To 1	:	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ (路	1上	1. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	いて所定の測定基準に基づき行われて おり、測定値が規格値を満足し、その ばらつきが規格値の概ね80%以内であ る。	□ 出来形の測定が、必要な測定項 いて所定の測定基準に基づき行 おり、測定値が規格値を満足し bに該当しない。	うわれて	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約番第17条に基つぎ、監督職員が 改造請求を行った。
				(概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割り 気以上)が80%以上の場合・・・・・・・		① H14z	  形の評定は、工事全般を通じて評定するもの	) lh 7
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点	京以上) が50%以上80%未満の場合・・・・ 京以上) が50%未満の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	bcdeにより評価	② 出来 ③ 出来 き所 いて	形の評定は、工事全般を通じて評定するもの 形とは、設計図書に示された工事目的物の形 形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測 定の出来形を確保する管理体系であるが、当 は、監督職員と協議の上で出来形管理を行う 形管理項目を設定していない工事は「c」評	が状及び寸法をいう。 別定項目、測定基準及び規格値に基づ 試該管理基準によりがたい場合等につ がのである。
		Ⅱ. 品質	а	b	c		d	е
			り、測定値が規格値を満足し、そのば らつきが規格値の概ね50%以内で、下 記の「評価対象項目」の90%以上該当 する。 り、測定値が規格値を満足し、そのば らつきが規格値の概ね80%以内で、下 記の「評価対象項目」の70%以上該当 する。	て所定の測定基準に基づき行む り、測定値が規格値を満足し、 に該当しない。	oれてお a、b	切であったため、監督員が文書で改善 指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が 改造請求を行った。	
			●評価対象項目 ※ ばらつきの! □ 材料の品質規格資料が施工前に提出さ		の範囲の中に全点8割以上収まっ~	ていること		I
			□ 設計図書で定めている品質管理が、施 □ 材料の品質規格証明書が整備されてい □ 本線レール穴あけ及び切断が、適切な □ レールと枕木の現場締結が、仕様書等 □ 軌きょうの敷設が、仕様書等のとおり □ レールの継ぎ目及び頭部の肉盛り溶接 □ 分岐器の設置において、トングレール □ 絶縁継目の設置が仕様書等のとおり適 □ レールボンドの取り付けが仕様書等の □ 脱線防止レール等の敷設、間隔材の取 □ 道床砕石の突き固めが、タイタンパ等 □ 軌道の狂い値が仕様書等に定められた □ 混合物の敷き均し温度及び交通開放時 □ 既設舗装との継ぎ目が、段差なく仕上 □ 気象条件等に適した混合物の運搬方法	工計画書に記載され管理されている。 る。 機械を用いて行われている。 に定められたとおり施工されている。 施工されている。 補修が仕様書等のとおり適切に施工されてい の密着が適切である。 切に施工されている。 とおり適切に施工されている。 けけ及びゴムシュートの取付けが、仕様書等 により枕木下まで適切に施工されている。 基準値内で施工されている。 の表面温度が仕様書に定められた通りであるがっている。 、舗設作業(締固め等)の配慮が行なわれて 示す品質規格通りであることを確認できる。 れている。	っる。 らのとおり適切に施工されている。 。	②品質と ③品質管 ての段 場合等 ④品質管 評値 ①計	評定は、工事全般を通じて評定するものとすは、設計図書に示された工事目的物の規格で理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項階における品質確保のための管理体系であるについては、監督職員と協議の上で品質管理理項目を設定していない工事は「c」評価と望項目を設定していない工事は「c」評価といない工事は「c」評価といない工事は「c」評価といる場合では、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	である。 原目、試験基準及び規格値に基づく全 ち。なお、当該管理基準によりがたい 理を行うものである。 する。  評価項目は削除する。 母数として、比率(%)で評価する。 た/( )対象評価項目数
			<ul><li>プライムコート・タックコートの施工</li><li>□ コア採取により厚さ・密度の管理が適</li><li>□ その他(理由:</li></ul>				左記の評価に関わらず下記の事項に該当     日頃より、品質管理の不備等につい     しゅん功時の品質管理書類に不備が	て指摘を受けていた場合。

令和7年4月1日適用 (土木・工事主任用)

考查項目	工 種	細 別	а	b	С	d	е
3. 出来形	軌道工	I. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が
及び	(地下鉄)		いて所定の測定基準に基づき行われて	いて所定の測定基準に基づき行われて	いて所定の測定基準に基づき行われて	であったため、監督職員が文書で改善	改造請求を行った。
出来ばえ			おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し、a、	指示を行った。	
			ばらつきが規格値の概ね50%以内であ	ばらつきが規格値の概ね80%以内であ	bに該当しない。		
			る。	る。	· · · · · · ·		
			※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※	・ 概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割り	以上収まっていること。	7	
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点	点以上)が80%以上の場合・・・・・・・	a b c d e により評価	来形の評定は、工事全般を通じて評定するもの	nとする。
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点	<b>点以上)が50%以上80%未満の場合・・・・</b>	b c d e により評価 ② 出	来形とは、設計図書に示された工事目的物の別	形状及び寸法をいう。
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点	点以上)が50%未満の場合・・・・・・・	c d e により評価 ③ 出:	来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測	則定項目、測定基準及び規格値に基づ
					き	所定の出来形を確保する管理体系であるが、🖹	当該管理基準によりがたい場合等につ
			上記の評価に関わらず下記の事項に該当した	と場合 c deにより評価する。	l.	ては、監督職員と協議の上で出来形管理を行	うものである。
			□ 日頃より、出来形管理の不備等について	の指摘を受けていた場合。	④ 出:	来形管理項目を設定していない工事は「c」i	平価とする。
			□ しゅん功時の出来形管理書類に不備があ	る場合。			
		Ⅱ. 品質	а	b	С	d	е
				□ 品質の測定が、必要な測定項目につい	□ 品質の測定が、必要な測定項目につい	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が
			て所定の測定基準に基づき行われてお	て所定の測定基準に基づき行われてお	て所定の測定基準に基づき行われてお	切であったため、監督員が文書で改善	改造請求を行った。
			り、測定値が規格値を満足し、そのば	り、測定値が規格値を満足し、そのば	り、測定値が規格値を満足し、a、b	指示を行った。	
			らつきが規格値の概ね50%以内で、下	らつきが規格値の概ね80%以内で、下	に該当しない。		
			記の「評価対象項目」の90%以上該当	記の「評価対象項目」の70%以上該当			
			する。	する。			
				判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値	[の範囲の中に全点8割以上収まっているこ	ے <u>.</u>	
			[共通]	) my land			
			□ 材料の品質規格資料が施工前に提出さ		0 = 55		
			□ 設計図書で定めている品質管理が、施		- · · · ·	の評定は、工事全般を通じて評定するものとう	
			□ 材料の品質規格証明書が整備されてい	<b>ం</b> .	ll l	とは、設計図書に示された工事目的物の規格で	
			□ その他(理由:	)	ll l	管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験に	
			<ul><li>[走行路]</li><li>□ 施工部分の作業前清掃が適切に行なわ</li></ul>	h ブレス	ll l	没階における品質確保のための管理体系である 等については、監督職員と協議の上で品質管理	
			□ 過二品力の下来前有品が過期に行なり □ 適時注入材料が所定の時間で硬化する			等に フバ・Cは、 無自城員と 励磁の工 C m 員 E を 管理項目を設定していない工事は「c   評価と	
			□ 注入圧力・吐出量を調整しながら、効	-	世四貝		9 %. 
			□ 吐出口からの吐出を確認しクラックへ				
			□ 端部のシールが適切に行なわれ、注入		EQ.		<u> </u>
			□ 注入口削孔後の清掃を入念に実施して	-		)当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の	評価項目は削除する。
			<ul><li>□ 溶接が有資格者により適切に行なわれ</li></ul>	-		削除項目のある場合は削除後の評価項目数を	
			□ 樹脂モルタルの配合が、適切に行なわ	-	-		女/( )対象評価項目数
			□ 樹脂モルタル施工後、養生が適切な温	度・時間行なわれている。	_		
			□ 既設の脆弱部が確実に撤去され、施工	面が綺麗に仕上げられている。			
			□ プライマー及び隔膜材がむらなく塗布	され、適切に養生している。		ばらつきの判断が不可能な場合	
			□ 走行路面の浮きや空隙の有無について	、打音検査にて確認している。			
			[案内軌条]			評価値が80%以上の場合・・・・・	• • • • b
			□ ケレンを入念に実施している。			評価値が80%未満の場合・・・・・	• • • • c
			□ 気温及び湿度の測定を行い、塗装作業	を行っている。		※ 削除後の評価対象項目数が2項目以	下の場合は c 評価とする。
			□ 塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を				
			□ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等				
			□ 塗り残し、気泡、むら、たれ、はけ目			左記の評価に関わらず下記の事項に該当	
			□ 樹脂モルタルの配合が、適切に行なわ			□日頃より、品質管理の不備等につい	
			□ あと施工アンカー等、強度試験が適切			□ しゅん功時の品質管理書類に不備が	ある場合。
			□ タイプレートと樹脂モルタルの接着が				
			│	調整レンチを使用し緩みなく堅固に締付けら	っれている。 		

4 4 7 0	- ~	Am Hul						(工木・工事土仕用)
考査項目	工種	細 別	а	b	С		d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	防護柵(網)・標識・区 画線等設置 エ	I. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内であ	□ 出来形の測定が、必要な測定項 いて所定の測定基準に基づき行 おり、測定値が規格値を満足し bに該当しない。	うわれて	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善 指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が 改造請求を行った。
			వ.	る。	- 1 - 2 - 3 - 1			
				概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割と	【上収まっていること。			
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点 全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した		bcdeにより評価 cdeにより評価	② 出来 ③ 出来 き所 いて	形の評定は、工事全般を通じて評定するもの 形とは、設計図書に示された工事目的物の形 形管理とは、「土木工事施工管理基準」の復 定の出来形を確保する管理体系であるが、当 は、監督職員と協議の上で出来形管理を行う	が状及び寸法をいう。 別定項目、測定基準及び規格値に基づ 該管理基準によりがたい場合等につ ものである。
			□ 日頃より、出来形管理の不備等について		L	(4) 出来	形管理項目を設定していない工事は「c」割	4価とする。
		π 口炉	□ しゅん功時の出来形管理書類に不備があ				,	
		Ⅱ. 品質	a	b	C		d	e e
			□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の70%以上該当する。	□ 品質の測定が、必要な測定項目 て所定の測定基準に基づき行わり、測定値が規格値を満足し、 に該当しない。	れてお	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適 切であったため、監督員が文書で改善 指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が 改造請求を行った。
			· · · · · ·	判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値	の範囲の中に全占8割以上収まって	ていること	<u> </u>	
			□ 材料の品質規格資料が施工前に提出さ □ 設計図書で定められている品質管理が □ 材料の品質証明書が整備されている。	れ監督員の確認を受けている。			-0	
				であることが確認できる。		<ol> <li>品質</li> </ol>	の評定は、工事全般を通じて評定するものと	する。
				一を使用する場合、使用量が10%以下である	ことが確認できる。		とは、設計図書に示された工事目的物の規格	· · · · ·
			□ 区画線の施工部分が清掃されているこ	とが確認できる。		③品質	管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験	項目、試験基準及び規格値に基づく全
			□ 試験片の裏面に日時、採取箇所、区画	線種別、気温、塗料温度、測定値が記入され	ている。	ての	段階における品質確保のための管理体系であ	る。なお、当該管理基準によりがたい
			□ タコメーター記録紙で提出されている。	0		場合	等については、監督職員と協議の上で品質管	理を行うものである。
			□ 区画線施工後の養生をコーン等で養生	していることが確認できる。		④品質	管理項目を設定していない工事は「c」評価。	とする。
			□ 標識板が支柱に金具等で <mark>適正</mark> に固定さ	れている。				
			□ その他(理由:			)		
			ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・・ 評価値が80%未満の場合・・・・・					
			※ 削除後の評価対象項目数が2項目以下	の場合は c 評価とする。				
			上記の評価に関わらず下記の事項に該当し  □ 日頃より、品質管理の不備等について  □ しゅん功時の品質管理書類に不備があ	指摘を受けていた場合。		① ② #	西値計算方法 当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を: 平価値( %)=( )評価数	

а	b	С	d	е
出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	いて所定の測定基準に基づき行われ	て であったため、監督職員が文書で改善	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が 改造請求を行った。
全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点 全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点 全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した 日頃より、出来形管理の不備等について	京以上) が80%以上の場合・・・・・ 京以上) が50%以上80%未満の場合・・・・ 京以上) が50%未満の場合・・・・・・ 上場合 c d e により評価する。 の指摘を受けていた場合。 る場合。	abcdeにより評価 ① cdeにより評価 ② cdeにより評価 ③	出来形とは、設計図書に示された工事目的物の刑 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の過き所定の出来形を確保する管理体系であるが、当いては、監督職員と協議の上で出来形管理を行う出来形管理項目を設定していない工事は「c」計	形状及び寸法をいう。 測定項目、測定基準及び規格値に基づ 当該管理基準によりがたい場合等につ うものである。
□ 品質の測定が、必要な測定項目につい □ 品質の測定が、必要な測定項目につい □ 品質の測定が、必要な形での測定基準に基づき行われてお り、測定値が規格値を満足し、そのば らつきが規格値の概ね50%以内で、下 記の「評価対象項目」の90%以上該当 する。 □ 品質の測定が、必要な形での測定基準に基づき行われてお り、測定値が規格値を満足し、そのば らつきが規格値の概ね80%以内で、下 記の「評価対象項目」の70%以上該当 する。			い 品質関係の測定方法又は測定値が不適 切であったため、監督員が文書で改善 も 指示を行った。	e □ 契約書第17条に基づき、監督職員が 改造請求を行った。
□ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等 □ 塗料の空缶管理について写真等で確実 □ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装 □ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複 □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表 □ その他 □ 理由: □ ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・・ 評価値が80%未満の場合・・・・・ 削除後の評価対象項目数が2項目以下 □ 上記の評価に関わらず下記の事項に該当し □ 日頃より、品質管理の不備等について	を除去し塗装を行っていることが確認できるに空であることが確認できる。 に空であることが確認できる。 されていることが確認できる。 雑な部分について、必要な塗膜厚を確保して により、製造年月日、ロット番号、色彩、数 ・・・b ・・・c の場合は c 評価とする。 た場合 c d e により評価する。 指摘を受けていた場合。	① ② ③ いることが確認できる。 量が確認できる。	品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験 ての段階における品質確保のための管理体系であ 場合等については、監督職員と協議の上で品質管	子である。 東項目、試験基準及び規格値に基づく全 ある。なお、当該管理基準によりがたい 管理を行うものである。 とする。 評価項目は削除する。 母数として、比率(%)で評価する。
	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点上記の評価に関わらず下記の事項に該当したの評価に関わらず下記の事項に該当したの。 □ 日頃より、出来形管理の不備等について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。 ■評価対象項目 ※ ばらつきの手でを計算を表していることが確定を表していることが測定を対象でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が50%以上の場合・・・・・全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が50%以上の場合・・・・・全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が50%未満の場合・・・・・・全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が50%未満の場合・・・・・・全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が50%未満の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのはらつきが規格値の概ね50%以内である。 ※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※ 鉄和とは、上下限値の範囲の中に全点8割以上収まっていること。全での評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が50%以上の場合・・・・・ a b c d e により評価を全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が50%以上の場合・・・・・ a b c d e により評価をての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が50%以上の場合・・・・・ a b c d e により評価をての評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が50%以上の場合・・・・ c d e により評価をでの評価項目の内、バラツキ判断(10測点以上)が50%以上の場合・・・・ c d e により評価をでいまの書項に該当した場合 c d e により評価する。 □ はより、出来形管理の不備等についての指摘を受けていた場合。 □ はより、出来形管理の不備等についてが定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の10%以上該当する。 ■ 経済の対象項目 がしたの表しまが確認できる。 □ で所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのにはらつきが規格値を満足し、そのにはらつきが規格値を満足していることが確認できる。 □ 学科の公の確認を表していることが確認できる。 □ 全科の公のを指常規について写真等で確実に全であることが確認できる。 □ 全科の公のを指常はついて写真等で確実に全であることが確認できる。 □ 塗り換し、たがに、しずが無く強きされていることが確認できる。 □ 塗り換し、たがに、「なりに確認できる。 □ 塗り換し、たがに、「なりに確認できる。 □ 塗り換し、たがに、「なりに確認できる。 □ 塗りがは、ボルトの検をできる。 □ 塗りがは、ボルトの検をできる。 □ 塗りがは、ボルトの様をできる。 □ 塗りがは、ボルトの様をできる。 □ 塗りがは、ボルトの様をできる。 □ 塗りがは、ボルトの様をできる。 □ 塗りがは、ボルトの様とでがに、しずがは、まがは、まがは、まがは、まがは、まがは、まがは、まがは、まがは、まがは、ま	□ 出来形の測定が、運動を適定項目について所定の創定業階に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのほうきが関係値の観えま物に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのほうきが関係値の機法の形以内である。 ② ばらつきの判断は様気を乗り、参加の以上がのいたがあいないの場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

							(土木・工事主任用)
考査項目	工種	細 別	а	b	С	d	e
	防雪柵・雪	I. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ		□ 出来形の測定が、必要な測定項目に		□ 契約書第17条に基づき、監督職員が
及び	崩予防柵・		いて所定の測定基準に基づき行われて	いて所定の測定基準に基づき行われて	いて所定の測定基準に基づき行われ		改造請求を行った。
出来はえ	固定式視線		おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し、a	、 指示を行った。	
	誘導柱等設		ばらつきが規格値の概ね50%以内であ	ばらつきが規格値の概ね80%以内であ	bに該当しない。		
	置工		る。 ** ばとっちの如此は様子に会図 ***	る。 概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以	11.1四十一プロファル		
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点			■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	レナス
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点			出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形	
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点		· · · · · · ·	出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測	
						き所定の出来形を確保する管理体系であるが、当	A該管理基準によりがたい場合等につ
			上記の評価に関わらず下記の事項に該当した	:場合cdeにより評価する。		いては、監督職員と協議の上で出来形管理を行う	ものである。
			□ 日頃より、出来形管理の不備等について	の指摘を受けていた場合。	4	出来形管理項目を設定していない工事は「c」評	呼価とする。
			□ しゅん功時の出来形管理書類に不備があ	る場合。			_
		Ⅱ. 品質	a	b	c	d	e
			□ 品質の測定が、必要な測定項目につい			い 品質関係の測定方法又は測定値が不適	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が
			て所定の測定基準に基づき行われてお	て所定の測定基準に基づき行われてお	て所定の測定基準に基づき行われて		改造請求を行った。
			り、測定値が規格値を満足し、そのば らつきが規格値の概ね50%以内で、下	り、測定値が規格値を満足し、そのば らつきが規格値の概ね80%以内で、下	り、測定値が規格値を満足し、a、 に該当しない。	b 指示を行った。	
			記の「評価対象項目」の90%以上該当	記の「評価対象項目」の70%以上該当	に該当しない。		
			する。	する。			
			· · · · ·	)判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限	Ⅰ 値の範囲の中に全点8割以上収まってレ	-   いること。	
			[共通]	73774			
			<ul><li>□ 材料の品質及び形状の適切性が設計図</li></ul>	書で確認でき、証明書が整備されている。			
			□ 塗装の適切性が設計図書と確認でき、	証明書が整備されている。			
			□ その他(理由:	)			
					_	品質の評定は、工事全般を通じて評定するものと	· ·
			[防雪柵工事]		_	品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格	
			□ 部材の組み立てが適切であることが確		_	品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験	
			□ アンカーの施工が適切であることが確	窓でさる。 空気量等が確認できる。(現場打ちの場合)		ての段階における品質確保のための管理体系であ 場合等については、監督職員と協議の上で品質管	
				空丸重寺が確認できる。(現場打らの場合) した製品であることが確認できる。(二次製		場合寺については、監督職員と協議の上で前員省 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価。	
			「雪崩予防柵工事」		(Land 1)	mgtZgtZbbCCV &V Zpb ·C nm	_ 7 00
			□□部材の組み立てが適切であることが確	認できる。		評価値計算方法	
			□ アンカーの施工が適切であることが確			①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の	評価項目は削除する。
			□ ワイヤーロープ結合部の処理が適切で	あることが確認できる。		②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を	母数として、比率(%)で評価する。
			[固定式視線誘導柱]			③評価値 (%) = ()評価数	/ ( ) 対象評価項目数
			□ 視線誘導標設置基準の規定に従い適切	こ施工されている。			
			□ アンカー及び支柱基礎について周辺の	地盤を緩めることなく、かつ、滑動しないよ			
				空気量等が確認できる。(現場打ちの場合)			
			□ 基礎ブロックが設計図書に基づき合格	した製品であることが確認できる。(二次製	l品の場合)		
			ばらつきの判断が不可能な場合	₩₹T ₩₹₩	fiに関わらず下記の事項に該当した場合。	ー	
			評価値が80%以上の場合・・・・・・・		『に関わらすト記の事項に該当しに場合』 り、品質管理の不備等について指摘を受		
			評価値が80%未満の場合・・・・・・		り、叩貝官哇の不備寺について指摘をヌ 功時の品質管理書類に不備がある場合。		
			※ 削除後の評価対象項目数が2項目以下		24.4.5 BENG GT ENW (0).0.20.110		

令和7年4月1日適用

考査項目	工 種	細別	а	b	С	d	е	
3. 出来形	維持工	I. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定が、必要な測定項目につ	□ 出来形の測定が、必要な測定項目に~	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が	
及び			いて所定の測定基準に基づき行われて	いて所定の測定基準に基づき行われて	いて所定の測定基準に基づき行われて	であったため、監督職員が文書で改善	改造請求を行った。	
出来ばえ			おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し、その	おり、測定値が規格値を満足し、a、	指示を行った。		
			ばらつきが規格値の概ね50%以内であ	ばらつきが規格値の概ね80%以内であ	bに該当しない。			
			る。	る。				
			※ ばらつきの判断は様式5参照。 ※	概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以	上収まっていること。			
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点	京以上)が80%以上の場合・・・・・・・	a b c d e により評価	出来形の評定は、工事全般を通じて評定するもの	のとする。	
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点	京以上)が50%以上80%未満の場合・・・・	bcdeにより評価 ② と	来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。		
			全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点	以上)が50%未満の場合・・・・・・・	cdeにより評価 ③ と	出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の	則定項目、測定基準及び規格値に基づ	
					Ę	所定の出来形を確保する管理体系であるが、	当該管理基準によりがたい場合等につ	
			上記の評価に関わらず下記の事項に該当した	ニ場合cdeにより評価する。	ı	いては、監督職員と協議の上で出来形管理を行った。	うものである。	
			□ 日頃より、出来形管理の不備等について	の指摘を受けていた場合。	<u>4</u> Ł	出来形管理項目を設定していない工事は「c」記	平価とする。	
			□ しゅん功時の出来形管理書類に不備があ	る場合。				
		Ⅱ. 品質	а	b	С	d	е	
			□ 品質の測定が、必要な測定項目につい			□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が	
			て所定の測定基準に基づき行われてお	て所定の測定基準に基づき行われてお	て所定の測定基準に基づき行われて		改造請求を行った。	
			り、測定値が規格値を満足し、そのば	り、測定値が規格値を満足し、そのば	り、測定値が規格値を満足し、a、	指示を行った。		
			らつきが規格値の概ね50%以内で、下	らつきが規格値の概ね80%以内で、下	に該当しない。			
			記の「評価対象項目」の90%以上該当	記の「評価対象項目」の70%以上該当				
			する。	する。				
				判断は様式5参照。 ※概ねとは、上下限値				
				あり、かつ現場において材料確認を適宜・的	確に行っていることが確認できる。	①品質の評定は、工事全般を通じて評定す	/	
			□ 構造物の劣化状況をよく把握して、適			②品質とは、設計図書に示された工事目的	**** //=***	
				况を樹柔し、施工方法や構造についての提案	を付りなど積極的に取り組んでいること	3品質管理とは、「土木工事施工管理基準		
			確認できる。	アールボー アンファー しょどかがひ デモフ		に基づく全ての段階における品質確保の		
			□ 緊急的な作業において、迅速かつ適切 □ 完成構造物について、規格値を満たし			管理基準によりがたい場合等についてに 行うものである。	は、監督職員と協議の上で品質官理を	
			一」元成件垣物について、規格値を両だし	ている。				
			□ 理由:			④品質管理項目を設定していない工事は	c」評価とする。	
			□ 理由:					
			□ 理由:					
			□ 理由:					
			ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・・・					
			W. Marian 7 - 5 - 1 - 5 - 1	-	ſ	評価値計算方法	<u> </u>	
			#1 IM ID-0 7 - 7 - 11 - 1 - 32 - 1			AT THAT THE STORY INC.	部 年 石口 は 別 トゥ	
			※ 刑跡後の計価対象項目数か2項目以下	Ⅵ物亩ϥϥೞ評価とりる。		①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を		
			   上記の評価に関わらず下記の事項に該当し	た場合のようにより証価する			対象として、比率(%)で評価する。 女/( )対象評価項目数	
			□ 日頃より、品質管理の不備等について		L	シャコ 興度 ( /0/ 一 ( ) 計画家	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
			□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □					
				v ->∞ ⊔ 0				

							(土木・工事主任用)
考査項目	工種	細別	а	b	С	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	(橋脚補	I. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内であ	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内であ	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	であったため、監督職員が文書で改善	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が 改造請求を行った。
	橋防止等)	Ⅱ. 品質	全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点 全ての評価項目の内、バラツキ判断(10測点	の指摘を受けていた場合。 る場合。 b	a b c d e により評価	7	が状及び寸法をいう。 別定項目、測定基準及び規格値に基づ 該管理基準によりがたい場合等につ いものである。
		り、例を値が規格値を制定し、そのならのという。		①品質の評定は、工事全般を通じて評定す ②品質とは、設計図書に示された工事目的	対の規格である。 は」の試験項目、試験基準及び規格値 かための管理体系である。なお、当該 は、監督職員と協議の上で品質管理を		
			●判断基準注 記載の5項目を必須の評価対象項目とただし、評価対象項目は最大9項目とばらつきの判断が不可能な場合評価値が80%以上の場合・・・・・評価値が80%未満の場合・・・・・※削除後の評価対象項目数が2項目以下上記の評価に関わらず下記の事項に該当し口頃より、品質管理の不備等について、しゅん功時の品質管理書類に不備があ	・・・b ・・・c の場合はc評価とする。 .た場合cdeにより評価する。 指摘を受けていた場合。		評価値計算方法 ①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を ③評価値( %)=( )評価数	., , ,

							(土木・工事主任用)
考査項目	工種	細別	а	ь	c	d	е
3. 出来形 A 及び 出来ばえ	その他の工	I. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	であったため、監督職員が文書で改善	■ 契約書第17条に基づき、監督職員が 改造請求を行った。
		Ⅱ. 品質		概ねとは、上下限値の範囲の中に全点8割以以上)が80%以上の場合・・・・・・ 取以上)が50%以上80%未満の場合・・・・・ 取以上)が50%未満の場合・・・・・ 取以上)が50%未満の場合・・・・・・ な以上)が50%未満の場合・・・・・・・・・・ な場合で d e により評価する。 の指摘を受けていた場合。	abcdeにより評価 ① 比 bcdeにより評価 ② 出 cdeにより評価 3 出 き	来形の評定は、工事全般を通じて評定するもの 来形とは、設計図書に示された工事目的物の刑 来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の選 所定の出来形を確保する管理体系であるが、当 では、監督職員と協議の上で出来形管理を行う 来形管理項目を設定していない工事は「c」評	状及び寸法をいう。 別定項目、測定基準及び規格値に基づ 該管理基準によりがたい場合等につ ものである。
		и. пд	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の90%以上該当する。	-	て所定の測定基準に基づき行われてより、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適 切であったため、監督員が文書で改善 指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が 改造請求を行った。
			● 計画対象項目 ※ はらりさい		の単四の中に土点 O 耐み上収まつ ( いる)	- C o	
			ばらつきの判断が不可能な場合 評価値が80%以上の場合・・・・・ 評価値が80%未満の場合・・・・・ ※ 削除後の評価対象項目数が2項目以下  上記の評価に関わらず下記の事項に該当し □ 日頃より、品質管理の不備等について □ しゅん功時の品質管理書類に不備があ	・・・c の場合は c 評価とする。 た場合 c d e により評価する。 指摘を受けていた場合。	②品 ③品 場 ④品	質の評定は、工事全般を通じて評定するものと質とは、設計図書に示された工事目的物の規格質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験の段階における品質確保のための管理体系であ合等については、監督職員と協議の上で品質管質管理項目を設定していない工事は「c」評価。  「中価値計算方法 「記)に「評定対象項目」のうち、評価対象外のに対象項目のある場合は削除後の評価項目数をでは、 「ないます」と対象項目のある場合は削除後の評価項目数をでは、 「対象項目のある場合は削除後の評価項目数をでは、「対象項目のある場合は削除後の評価項目数をでは、「対象項目のある場合は削除後の評価項目数をでは、「対象項目のある場合は削除後の評価項目数をでは、「対象項目のある場合は削除後の評価項目数をでは、「対象項目のある場合は削除後の評価項目数をでは、「対象項目のある場合は削除後の評価項目数をでは、「対象項目のある場合は削除後の評価項目数をでは、「対象項目のある場合は削除後の評価項目数をでは、「対象項目のある場合は削除後の評価項目数をでは、「対象項目のでは、「対象項目のでは、対象項目のでは、対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象項目のでは、対象の可能に対象項目のでは、対象の可能に対象項目のでは、対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能との可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能との可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能に対象の可能と	である。  項目、試験基準及び規格値に基づく全 る。なお、当該管理基準によりがたい 理を行うものである。 とする。  評価項目は削除する。  母数として、比率(%)で評価する。

#### 工事成績採点の考査項目別運用表

(電気通信・工事主任用)

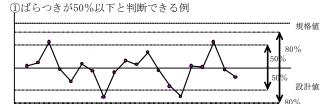
考査項目	工種	細別	a	b	c	d	е		
3. 出来形	電気設備工	I. 出来形	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が		
及び	事・通信設		●評価対象項目			であったため、監督職員が文書で改善	改造請求を行った。		
出来ばえ	備工事・受		□ 据付に関する出来形管理が容易に把握						
	変電設備工		□ 機器等の測定(試験)結果が、その都	□ 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。					
	事		□ 不可視部分の出来形を写真撮影してい	可視部分の出来形を写真撮影している。					
			□ 設計図書に定められていない出来形管:	理項目について、監督職員と協議の上で管理	!している。				
	※上記欄に		□ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実	測値が許容範囲内である。	① 当該 「	評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。			
	よらず、		□ 設備の据付及び固定方法が設計図書又	は承諾図書通り施工している。	② 削除項	目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算	した比率(%)計算の値で評価する。		
	当該欄で		□ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図	書通りに敷設している。	③ 評価値	(%)=該当項目数()/評価対象	項目数(  )		
	評価		□ 測定機器の校正を、定期的に実施して	いる。	<ul><li>④ なお、</li></ul>	削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価	とする。		
			□ 行先などを表示した名札がケーブルな	どに分かり易く堅固に取り付けている。					
			□ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等	について、設計図書の仕様を満足しているこ	とが確認できる。				
			□ 社内の管理基準に基づき管理している。						
			□その他						
			理由:						
			●判断基準						
			評価値が90%以上・・・・・・a			`下記の事項に該当した場合 c d e により評価する。			
			評価値が80%以上90%未満・・・・b			管理の不備等についての指摘を受けていた場合。			
			評価値が80%未満・・・・・・c		□ しゅん功時の出来	形管理書類に不備がある場合。			
		T 1 56		,		,			
		Ⅱ. 品質	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d	e □ 契約書第17条に基づき、監督職員が		
				はは週切じめる	他の評価に該当しない				
			<ul><li>●評価対象項目</li><li>□ 製作着手前に、品質や性能の確保に係</li></ul>	フサ年齢計が中央に マンフ		切であったため監督職員が文書で改善 指示を行った。	改造請求を行った。		
				る技術使討を美虺している。 保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設	引,図書の仏様も満口1 でいて	相小を11つた。			
			□ 材料、前面の面真無量の指末が、面真		:司凶者の江稼を何足している。				
			□ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のと						
				施工計画書に記載された手順に沿って行われ	不目合が無い				
			□ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様		7 7 <del>7 7 7 7 7 7</del> 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7				
				を満足しているとともに、必要な安全装置及	び保護装置の作動が確認できる				
			□ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を						
				及び性能が確認できない場合において、工場	試験などで確認している。				
				し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
			□ 完成図書で定期的な点検や交換を要す	る部品及び箇所を明示している。					
				取替え作業が容易にできるよう工夫している	lo.				
			□ その他						
			理由:						
			●判断基準						
			評価値が90%以上・・・・・・a						
			評価値が80%以上90%未満・・・・b		① 当該	評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。			
			評価値が80%未満・・・・・・c			目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算	した比率(%)計算の値で評価する。		
					③ 評価値				
			上記の評価に関わらず下記の事項に該当した		④ なお、	削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価	とする。		
			□ 日頃より、品質管理の不備等について指						
			□ しゅん功時の品質管理書類に不備がある	場合。					

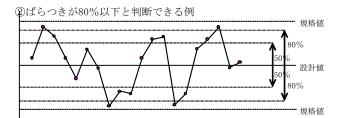
#### 【記入方法及び留意事項】

1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

「管理図の場合〕

(上・下限値がある場合)

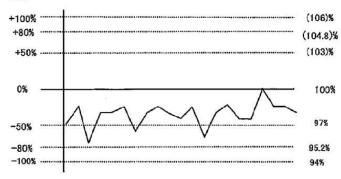




#### ③舗装の現場密度の評定におけるばらつき判定について

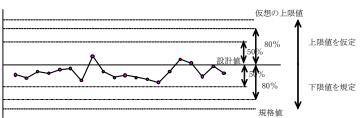
舗装の現場密度を評定する際に判断するばらつきは、基準密度の 100%を中央値とし、 下限値との範囲で 50%及び 80%を設定し、100%を中心に上限値仮定のばらつき判断と する。

規格値



基準密度 94%を下限値とし、理論密度 100%を中心値に設定し、50%、80%及び上限 値を仮定する。上記では、打点数 21 点に対しばらつき 50%以内が 18 点であり、打点 数の 8 割以上を占めるため、50%以内と見なす。

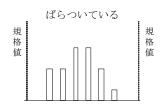
#### (下限値のみの場合)

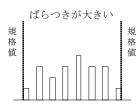


※上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、 ばらつきの%を考慮する。

#### [度数表またはヒストグラムの場合]







#### 2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。

#### 3. その他

- (1) 「施工プロセス」のチェックリストを活用して、評定を行う。
- (2) 緊急指示等に対する対応に関する評価項目については、緊急指示等の状況があった場合評価する。(別紙2-①)